

もりやま障害福祉プラン 2024

(守山市障害者計画・第7期守山市障害福祉計画・第3期守山市障害児福祉計画)

令和6年3月
守山市

もりやま障害福祉プラン 2024 の策定に当たって

守山市では、令和3年3月に障害福祉施策の基本計画である「障害者計画」と、障害福祉サービスや地域生活支援事業にかかる実施計画である「障害福祉計画」、障害児福祉サービスにかかる実施計画である「障害児福祉計画」を一体化した「もりやま障害福祉プラン 2021」を策定しました。同プランでは、「相談支援の充実」・「生活支援の充実」・「就労支援の強化」・「サービスの質の向上と福祉人材の確保」の4つの重点的取組方針のもと、障害のある人が日常生活のあらゆる場面において、必要な支援を受けながら自立した生活を送れるよう支援体制の充実を図ってまいりました。



国においては、令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立した他、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。さらに令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有できるかけがえのない個人として尊重されるという基本理念が示されました。滋賀県においても「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例」が公布されるなど、障害のある人を取り巻く法律や条例の整備が進められてきました。

こうした中、新たに策定した「もりやま障害福祉プラン 2024」では、基本理念である「真の共生社会をめざして」を継承し、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してまいります。

障害のある人が必要な時に必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう理念実現に向けた7つの基本目標に基づき、各種施策に取り組んでまいります。また、必要な支援を安心して受けることができるよう、障害のある人やそのご家族、また障害福祉に携わる事業所等のニーズや実態を把握するなかで、支える側の支援の充実等、市全体で多様な支援の充実に努めてまいります。

結びに、本プラン策定にあたりましてご尽力をいただきました守山市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、障害福祉に関するアンケート調査やパブリックコメントなど、貴重なご意見やご提言を賜りました多くの関係者、障害のある人やそのご家族・支援者の方々、市民の皆様方に厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

守山市長 森中高史

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	7
3	計画の位置づけ	8
4	計画の期間	9
5	計画の策定体制	9
6	計画の対象	10

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1	市の概況と人口の推移	11
2	障害のある人の状況	13
3	障害福祉サービスの現状	24
4	当事者団体・事業所アンケート調査結果	40
5	障害者施策の課題	45

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本目標	47
2	施策の体系	50

第4章 基本目標ごとの施策の方針と具体的な対応策

1	ともに理解し合い、支え合い、高め合うために	51
2	住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために	60
3	自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために	69
4	子どもの健やかな発達のために	75
5	求められる支援に寄り添うために	85
6	安全・安心なまちづくりのために	88
7	必要な支援・サービスが円滑に提供されるために	95

第5章 障害福祉計画および障害児福祉計画の推進

1	計画の視点	99
2	障害福祉サービスの見込量等	100
3	障害福祉サービスの充実	101
4	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	106
5	障害のある子どもを対象としたサービスの充実	111
6	施設整備についての見込み	114
7	令和8年度の数値目標等の設定	116

第6章 計画の推進体制

1	計画の進捗状況の管理・評価	123
2	関連する計画の推進	124
3	関係機関・団体との連携	124

資料編

1	計画策定の経過	126
2	条例	127
3	障害者施策推進協議会委員名簿	129
4	用語集	130

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と趣旨

守山市（以下、「本市」という。）では、令和3年3月に「障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画」を取りまとめた「もりやま障害福祉プラン2021」を策定し、「真の共生社会を目指して」を基本理念に、障害者施策を進めるとともに、必要とされる障害福祉サービスの充実を図ってきました。

一方、国連においては、平成18年に「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が採択され、平成26年1月に国内で批准されました。

国では、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行（令和3年6月に一部改正法が公布）され、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が一部改正されるなどの法整備が進められており、「障害者基本法」に基づく「障害者基本計画（第5次）」が令和5年度から5年間の計画として示されています。また、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」が施行、令和3年9月には「医療的ケア*児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）」が、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」が施行されるなど、障害のある人を取り巻く環境および施策は大きく変化しています。

滋賀県では、「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例」が令和5年12月に公布され、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することをめざしています。

こうした状況を踏まえ、国の制度改正の方向や障害のある人およびその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害者福祉施策を総合的に推進するため、「もりやま障害福祉プラン2024（守山市障害者計画・第7期守山市障害福祉計画・第3期守山市障害児福祉計画）（以下、「本プラン」という。）」を策定します。

(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

市町村および都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を定めるにあたり、国の基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和5年5月19日に改正・告示されました。

また、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を令和6年度より開始するにあたり「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が行われ、新たな成果指標の設定等が示されています。

今後の本市の障害者福祉の方向性を見極めるうえで、これまで以上に国の法制度との連動と連携を図り、その支援施策を積極的に取り込み、計画を策定します。

■国の基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実・強化
- 障害者等に対する虐待の防止
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

(3) 障害福祉サービスの動向

障害福祉サービスにおいては、平成 15 年度から従来の「措置制度*」が「支援費制度*」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。その後、平成 18 年 4 月には「障害者自立支援法」が施行されましたが、利用者の負担に定率負担が導入されたことなどについて様々な意見があり、それらに応じる所要の政省令の改正を経て、平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行されることとなりました。

「障害者総合支援法」では、障害のある人等が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保およびどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、ならびに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない旨が、理念として掲げられています。

また、平成 30 年には「障害者総合支援法」に、新たに障害のある人の就労を支援するサービスとして就労定着支援と、障害のある人の安定した地域生活を支援するサービスである自立生活援助や、外出の困難な重度障害のある児童の発達支援を目的とした居宅訪問型児童発達支援等が創設されたほか、障害のある人の個性と能力の発揮および社会参加の推進を目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されています。

令和 4 年には「障害者総合支援法」が改正され、障害のある人等の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズへの対応（「就労選択支援」の創設）、障害のある人等の希望する生活を実現するために支援の充実が定められました。

(4) 各分野の動向

① 就労支援

平成 24 年 6 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が公布され、平成 25 年 4 月に施行されました。この法律は、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、それにより障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的としています。

平成 25 年 6 月には雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止および障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮*の提供義務）等が規定された、「障害者雇用促進法」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されたほか、平成 30 年 4 月から精神障害のある人を法定雇用率*の算定基礎に加えるなどの措置が義務化され、障害者の雇用の安定化を図る取り組みが推進されています。

また、令和 4 年の「障害者雇用促進法」改正により、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害のある人や精神障害のある人の実雇用率への算定や、企業が実施する職場環境の整備、能力開発のための措置等への助成等が定められました。

② 社会参加の促進

障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月に公布・施行されました。

令和 4 年 5 月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。この法律は、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

また、令和 5 年 3 月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」が策定されました。この計画は、文化芸術活動を通じて障害のある人の個性と能力が発揮され、社会参加が促進されることを目的とし、多様な人々がお互いを尊重し合いながら、文化芸術活動に関わる社会を構築することをめざしています。

③ 権利擁護*

平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が公布され、平成 24 年 10 月から施行されました。障害のある人に対する虐待は人としての尊厳を害するものであり、障害のある人の自立および社会参加に向け、虐待を防止することが極めて重要とされています。障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護および自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的としています。

また、平成 25 年 6 月には、「障害者差別解消法」が制定（一部を除き平成 28 年 4 月から施行）されました。この法律は、改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するもので、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人に対する差別の禁止や、被害を受けた場合の救済等を目的として制定されました。さらに、令和 3 年 5 月に「障害者差別解消法」が改正され、令和 6 年 4 月から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。

県においては、令和元年 10 月 1 日から「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例*」が全部施行され、この条例により行政機関、民間事業者、個人のいずれにおいても「障害を理由とした差別の禁止」および「合理的配慮の提供」が義務化されました。

④ 障害児支援

平成 16 年 12 月に「発達障害者支援法」が成立し、平成 17 年 4 月から施行されました。これにより、施行前には支援の対象外であった知的障害を伴わない発達障害も、支援の対象となりました。また、平成 22 年 12 月には「障害者自立支援法」、「児童福祉法」の中で、発達障害が障害に含まれるものであることが明確化されました。

平成 28 年 8 月から施行された「発達障害者支援法の一部を改正する法律」では、発達障害のある人の支援は切れ目なく行われること、発達障害のある人の社会的障壁を除去するために行われること、また、その意思決定の支援に配慮しながら共生する社会の実現に資する旨が、基本理念として新たに設けられました。

さらに、平成 30 年 4 月には、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」が改正・施行されました。これにより、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進めることも必要となっています。

令和 4 年 6 月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童等に対する家庭および養育環境の支援の強化やこども家庭センターの設置の努力義務化、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が示されました。

(5) 守山市の動向

本市では、平成 9 年 3 月に「守山市人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づいた「守山市障害者福祉計画」を策定し、在宅福祉サービスの充実や障害に応じた療育・教育、障害のある人に対する正しい理解を促進する市民啓発等に努めてきました。

また、福祉分野にとどまらず、保健・教育・就労・文化・レクリエーション、そしてバリアフリーやユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れた、障害のある人にやさしい福祉のまちづくりといった、多分野にわたる施策の総合的・計画的な推進を図ってきました。

令和 3 年 3 月には、「障害者計画 第 6 期障害福祉計画 第 2 期障害児福祉計画」を取りまとめた「もりやま障害福祉プラン 2021」（以下「前回プラン」という。）を策定しました。前回プランでは、「真の共生社会をめざして」を基本理念に、地域に住む誰もが役割を持ち、高め合う共生社会の構築をめざし、障害者施策・障害福祉サービスの充実に努めてきました。

令和 5 年度をもって計画期間が終了することから、国の制度改正の方向や障害のある人およびその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害者福祉施策を総合的に推進するため、「もりやま障害福祉プラン 2024（守山市障害者計画・第 7 期守山市障害福祉計画・第 3 期守山市障害児福祉計画）」（以下「本プラン」という。）を策定します。

■障害者関連法等整備の主な動き（「障害者総合支援法」施行以降）

年	主な動き
平成25年	<p>「障害者総合支援法」の一部施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 <p>「障害者優先調達推進法」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 <p>国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記・計画期間の短縮
平成26年	<p>日本が「障害者権利条約」を批准（1月）</p> <p>「障害者総合支援法」の改正・施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化
平成28年	<p>「障害者差別解消法」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、差別解消の取組の義務化 <p>「障害者雇用促進法」の改正法の施行（4月）（一部、平成30年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 <p>「成年後見制度*利用促進法」の施行（5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進会議等の設置、利用促進に関する施策 <p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築
平成30年	<p>国において「障害者基本計画（第4次）」策定（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 ・障害特性に配慮したきめ細やかな支援の実施 <p>「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の一部改正法の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、多様化する障害児支援のニーズへのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術の鑑賞および創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保
令和元年	<p>「障害者雇用促進法」の改正法の一部施行（6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の活躍の場の拡大、国および地方公共団体における障害者の雇用状況の把握 <p>「読書バリアフリー法」の施行（6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者等が利用しやすい書籍の提供、電子書籍等の量的拡充及び質の向上
令和2年	<p>「障害者雇用促進法」の改正法の一部施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れおよび継続雇用の支援
令和3年	<p>「障害者差別解消法」の改正（5月）（令和6年4月施行予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） <p>「医療的ケア児支援法」の施行（9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が居住地に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体の支援の責務を明記
令和4年	<p>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得利用・意思疎通にかかる施策を総合的に推進
令和5年	<p>国において「障害者基本計画（第5次）」策定（3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の社会参加を制約する社会的障壁の除去を明記

障害者総合支援法

2 計画の基本理念

～ 真の共生社会をめざして ～

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現が求められています。

共生社会の実現に向けては、地域社会全体での理解や支援が重要となります。

本市においても、障害を理由とする差別の解消等、理解を深める啓発事業を実施し、お互いの個性や人格を理解し、互いに支え合いながら生きていく共生社会の実現をめざしてきました。

本プランでは、前回プランの理念を継承しつつ、障害のある人が自らの意思に基づいて行動を選択し、自身の能力を十分に発揮できるような社会の実現に向けて取組を進めます。

また、障害のある人が自ら望む充実した生活を送るためには、個々の特性に合った支援を受けられる支援体制の拡充が必要です。

多様なニーズに対応するため専門的な課題に対応した相談支援を実施し、個々の障害のある人の困難の解消を図ります。さらに、必要な支援を安心して受けることができるよう、支える側の支援の充実等、本市全体で多様な支援の充実を図ります。

上記の取組を行うことにより、真の共生社会の実現をめざすことを引き続き本プランの基本理念として掲げます。

3 計画の位置づけ

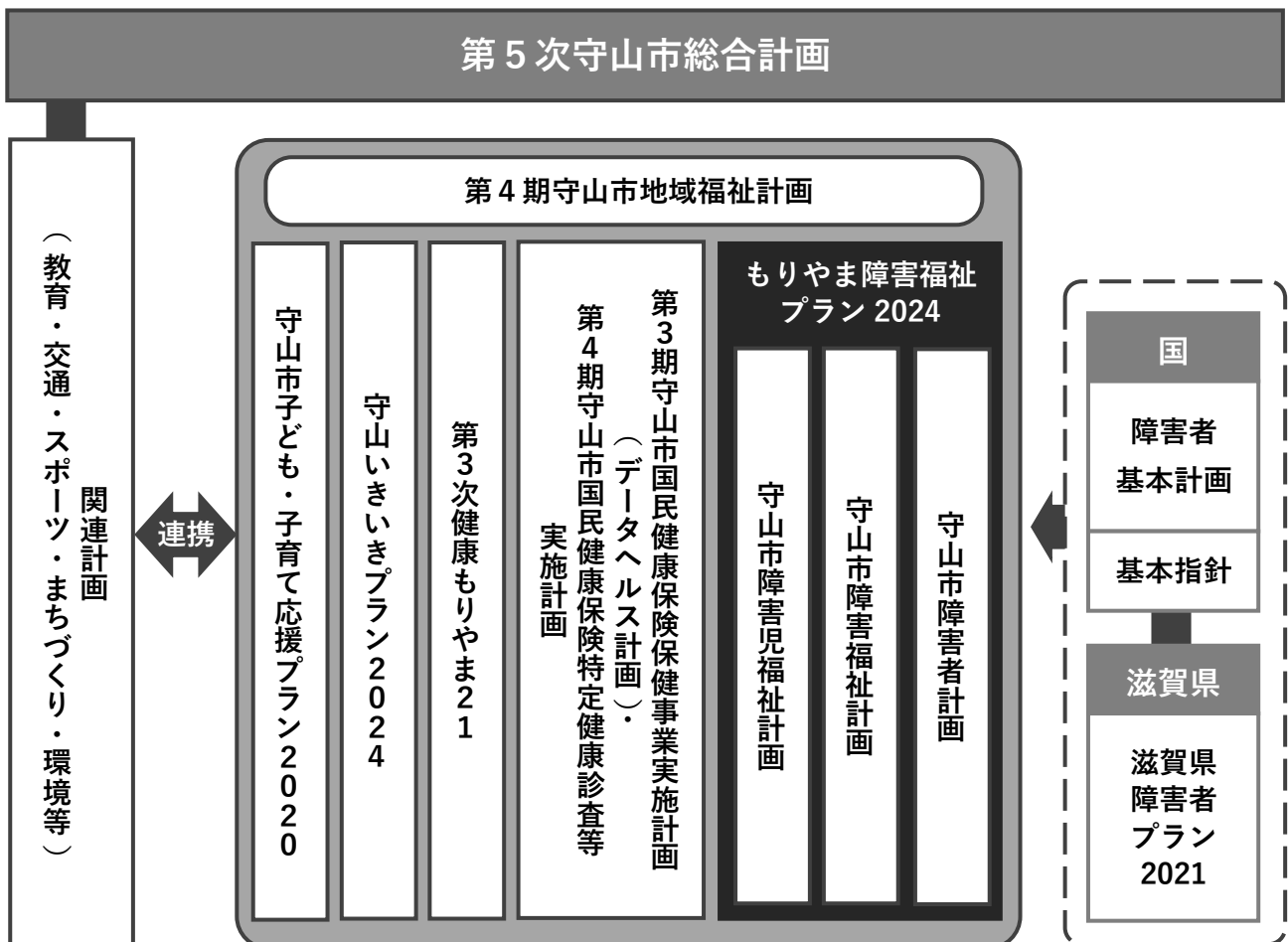
(1) 法令等の根拠

■第7期守山市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や提供体制を定める計画です。

■第3期守山市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援および障害児相談支援の見込量や提供体制を定める計画です。

(2) 関連計画

本プランは、市の最上位計画である「第5次守山市総合計画」をはじめ、上位計画である「第4期守山市地域福祉計画」や、関連する「守山市子ども・子育て応援プラン2020」「守山いきいきプラン2024」「第3次健康もりやま21」「守山市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」「守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画」等の個別計画と連携し、また、国の基本指針、県の「第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画」との整合を図ります。



4 計画の期間

本プランの期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、国の法律の動向や社会情勢の変化、障害のある人のニーズの変化等に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて、適宜、見直すこととします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
もりやま障害福祉プラン2021			もりやま障害福祉プラン2024			もりやま障害福祉プラン2027(仮称)		
障害者計画						次期計画		
第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

5 計画の策定体制

本プランは、以下の過程を経て策定しました。

(1) 当事者団体・事業所アンケート調査

本プランの策定にあたり、障害のある人の生活および就労状況、福祉サービスの利用状況・利用意向、事業や活動の方向性を把握するため、障害者団体・事業所等に対してアンケート調査を実施しました。

(2) 障害者施策推進協議会の実施

本プランを実効性のあるものとするため、市民や有識者、関係団体、関係機関等で組織された「守山市障害者施策推進協議会」において、計画の検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本プランを策定するにあたり、市民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。令和6年1月15日(月)～2月2日(金)にかけて実施し、4名より38件のご意見をいただきました。

6 計画の対象

(1) 障害のある人の概念

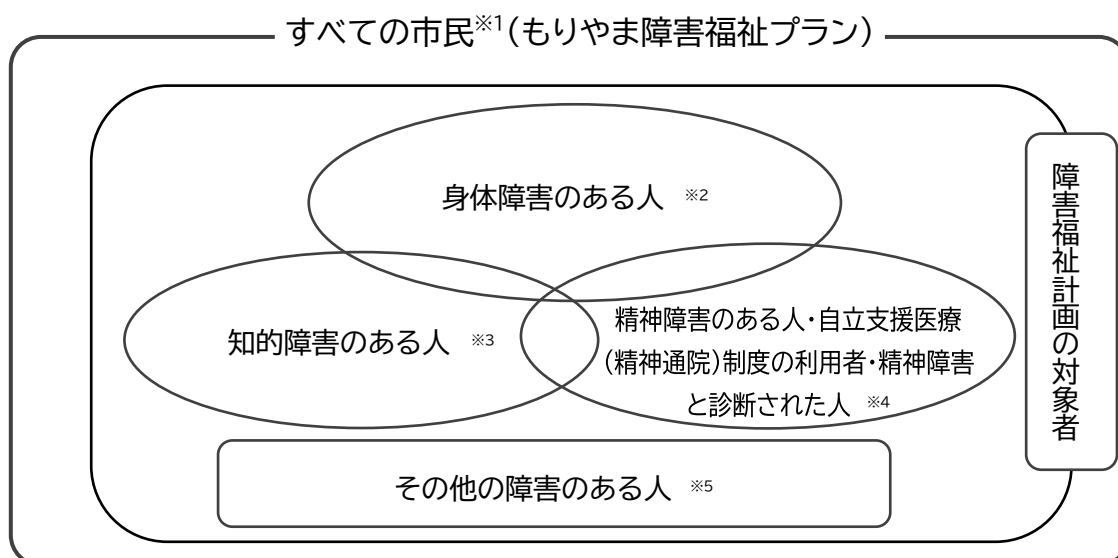
本プランにおける「障害のある人」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を総称することとします。

※社会的障壁：障害者基本法第2条第2号において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されている。

(2) 計画の対象範囲

本プランに基づき推進する各種施策の対象者は、上記「(1) 障害のある人の概念」で定義する「障害のある人」とします。また、本プランに定める基本理念の実現のためには、すべての市民の理解と協力が求められることから、本プランは、障害のある人をはじめとする全市民を対象とします。

一方、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画における障害のある人の範囲は、自立支援給付・地域生活支援事業を受ける人です。身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者ならびに更生相談所で知的障害と判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者ならびに精神障害者保健福祉手帳を持たない自立支援医療（精神通院）制度の利用者、精神障害と診断された人、その他の障害のある人が該当します。



※1：すべての市民とは、在住・在勤の人だけでなく地域を構成する団体等すべてをさす。

※2、※3、※4：難病や発達障害・高次脳機能障害等で障害者手帳を持つ人を含む。

※5：難病や発達障害、高次脳機能障害等で障害者手帳を持たない人。

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1 市の概況と人口の推移

(1) 市の概要

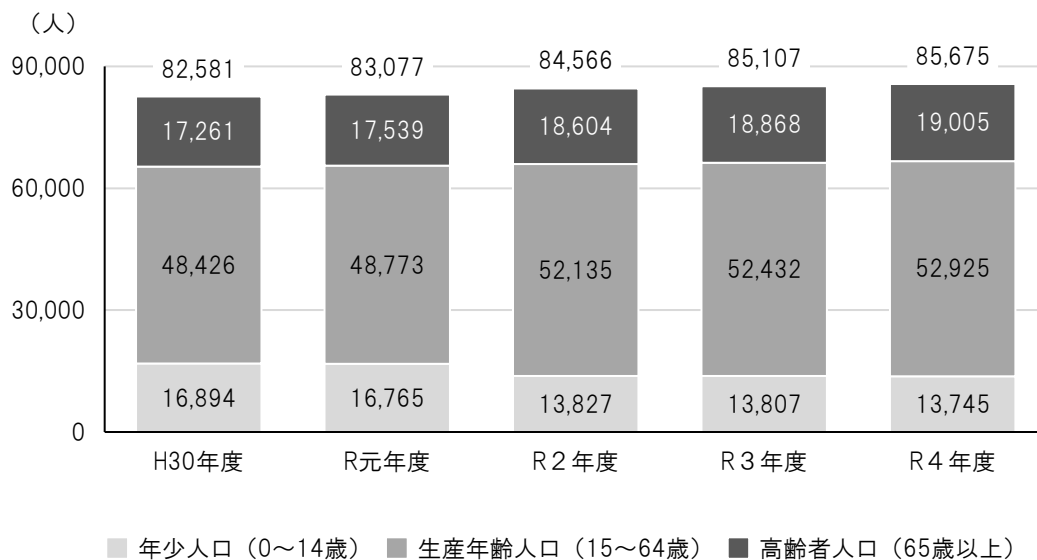
本市は、滋賀県の南東部、琵琶湖岸東南部を形成する湖南平野の中央部に位置し、南は草津市、栗東市、東は野洲市に接しており、大津湖南圏域5市の中で、大津市、草津市と並んで中心的都市として発展してきました。

また、昭和40年代後半から、新たな住宅・宅地開発による人口流入が増加し、現在も、近畿大都市圏のベッドタウンとして人口は増加傾向にあり、令和5年3月31日現在の総人口は85,675人（住民基本台帳人口）となっています。

(2) 人口の推移

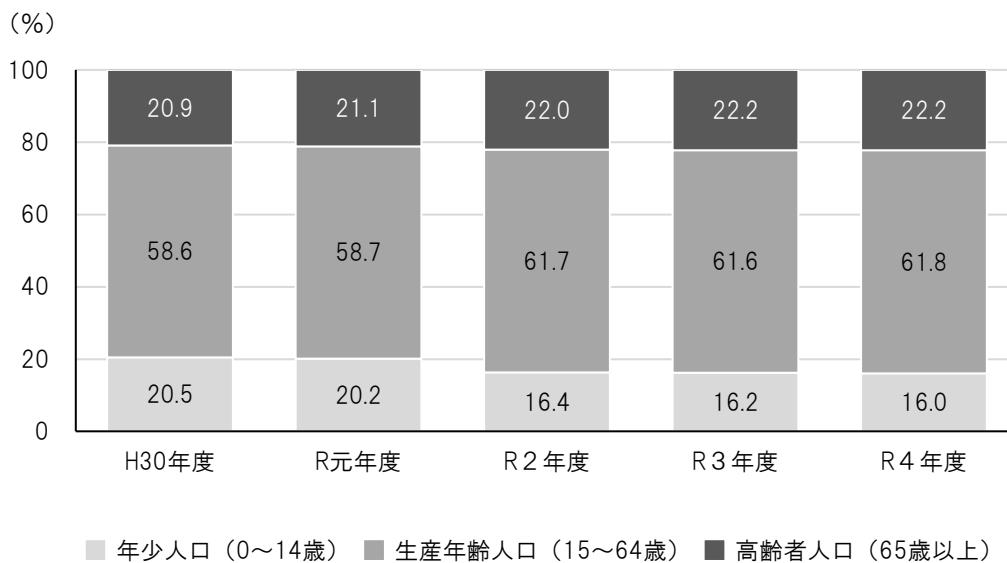
本市の人口は増加傾向にあり、令和4年度末には85,675人となっています。また、年齢3区分別人口の構成比について年少人口で見ると、令和4年度末は平成30年度末と比べて、18.6%の減少となっていますが、生産年齢人口と高齢者人口はそれぞれ増加しています。

図表1-1 総人口の推移（年齢3区分）



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

図表1-2 年齢3区分別人口の構成比の推移

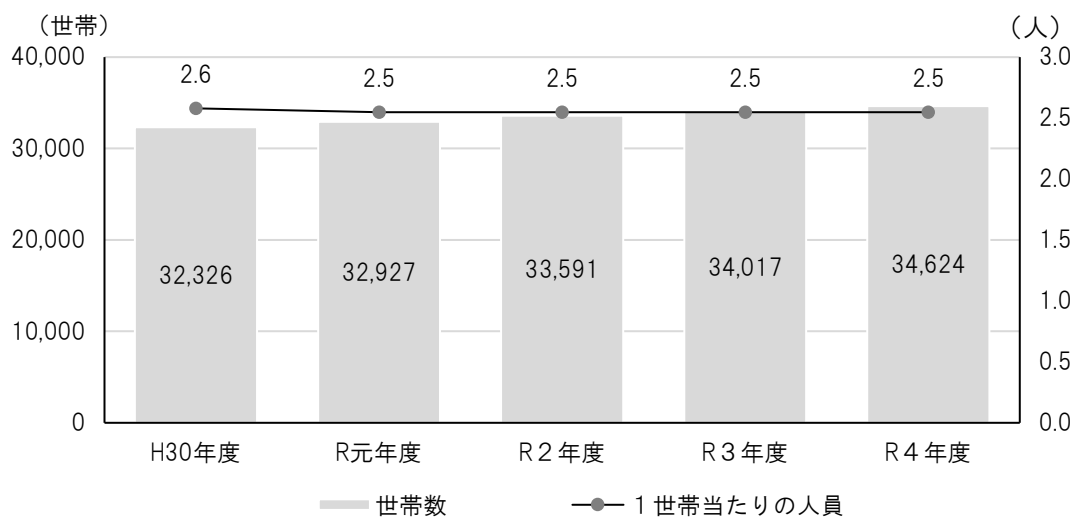


資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(3) 世帯数の推移

1世帯当たりの世帯人員は令和元年度以降、横ばいで推移する中、世帯数の推移をみると、人口の増加とともに増加傾向にあります。

図表1-3 世帯数の推移



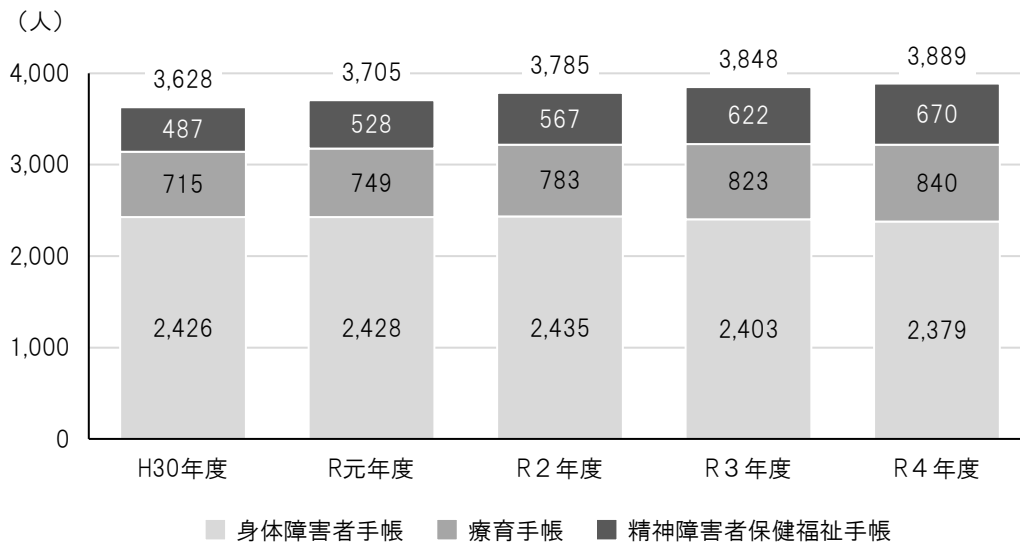
(各年度末現在)

2 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の推移

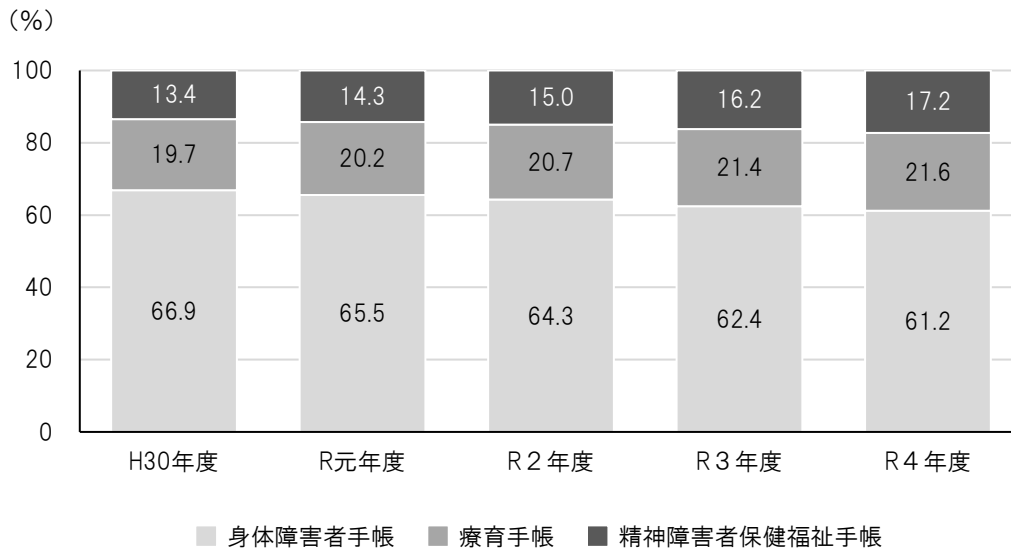
障害のある人の数の推移を手帳所持者数で見ると、身体障害者手帳の所持者数は令和2年度以降、減少傾向にあるものの、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあります。各障害者手帳の所持者数の合計は、令和4年度末で3,889人（重複分を含む）となり、平成30年度末と比べて7.2%の増加となっています。

図表2-1 障害者手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表2-2 障害者手帳所持者数の構成比の推移



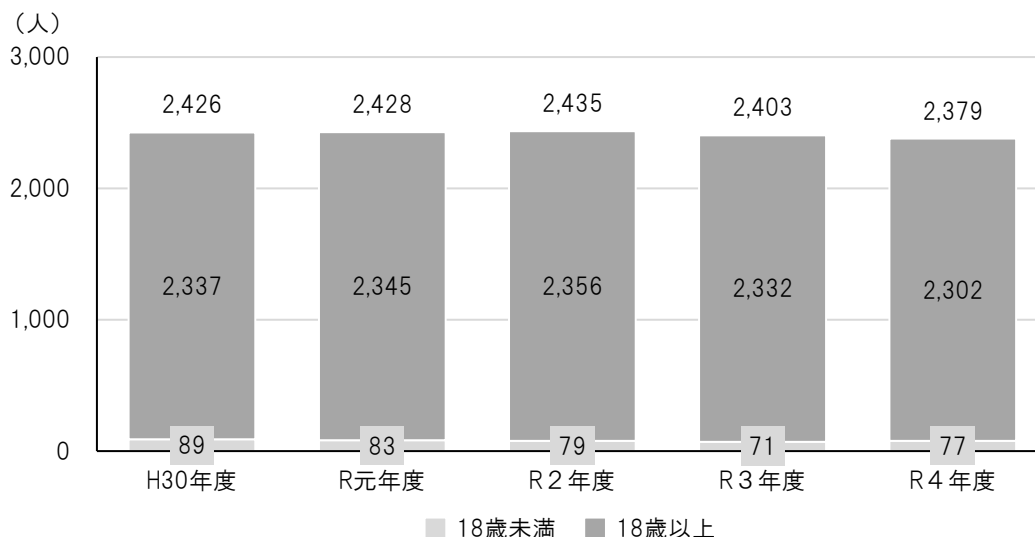
(各年度末現在)

(2) 身体障害のある人の状況

① 年齢別の推移

年齢別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳未満では令和3年度末まで減少傾向で推移していましたが、令和4年度末は増加しています。18歳以上では令和2年度末まで増加傾向にありましたが、その後は減少に転じています。

図表2-3 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

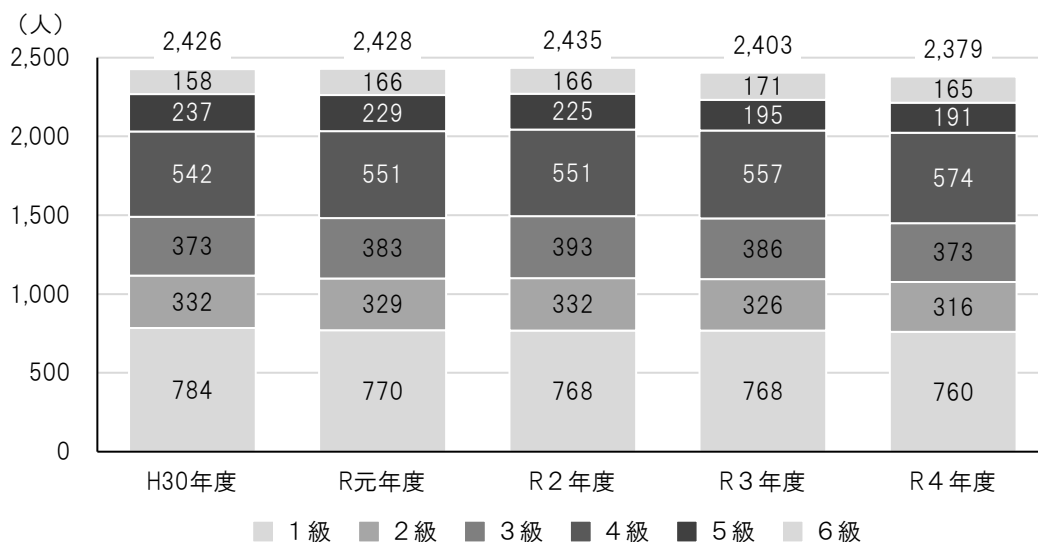


(各年度末現在)

② 等級別の推移

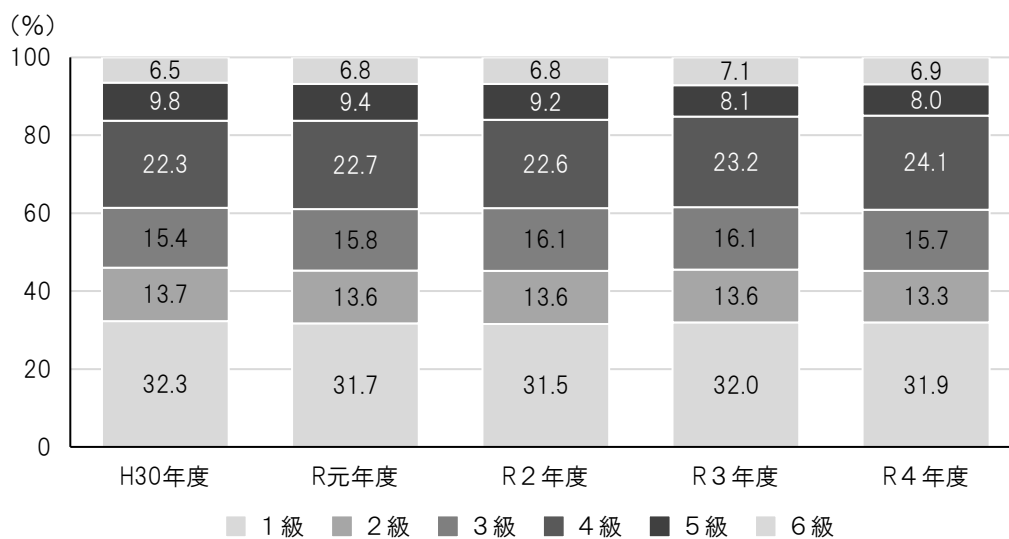
等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度ともに「1級」の割合が最も高くなっており、次いで「4級」となっています。令和4年度末の「1級」と「2級」をあわせた「重度」の割合は全体の45.2% (1,076人) となっており、身体障害者手帳所持者数の約半数となっています。

図表2-4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表2-5 等級別身体障害者手帳所持者数の構成比の推移

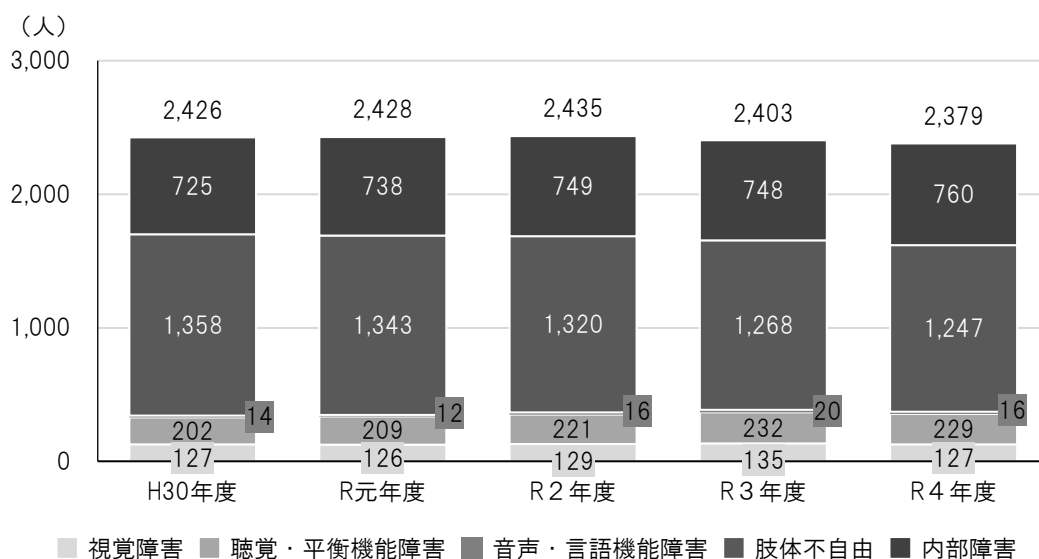


(各年度末現在)

③ 障害の種類別の推移

障害の種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多くなっており、次いで「内部障害」となっています。

図表2-6 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表2-7 身体障害者手帳所持者数（障害の等級別）の状況

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	49	37	4	9	18	10	127
聴覚・平衡機能障害	6	60	20	70	2	71	229
音声・言語機能障害	0	2	9	5	0	0	16
肢体不自由	263	210	222	297	171	84	1,247
内部障害	442	7	118	193	0	0	760
合計	760	316	373	574	191	165	2,379

（令和4年度末現在）

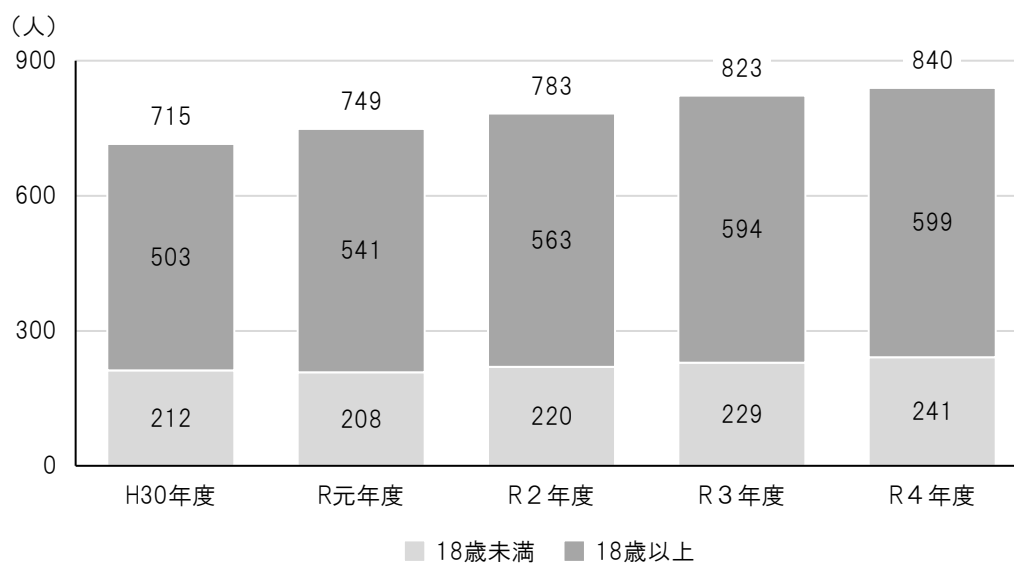
（3）知的障害のある人の状況

① 年齢別の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末は平成30年度末と比べて、14.8%の増加となっています。

年齢別の推移でみると、18歳未満において、令和元年度に減少がみられたものの、18歳未満、18歳以上ともに全体的に増加傾向となっています。

図表2-8 年齢別療育手帳所持者数の推移

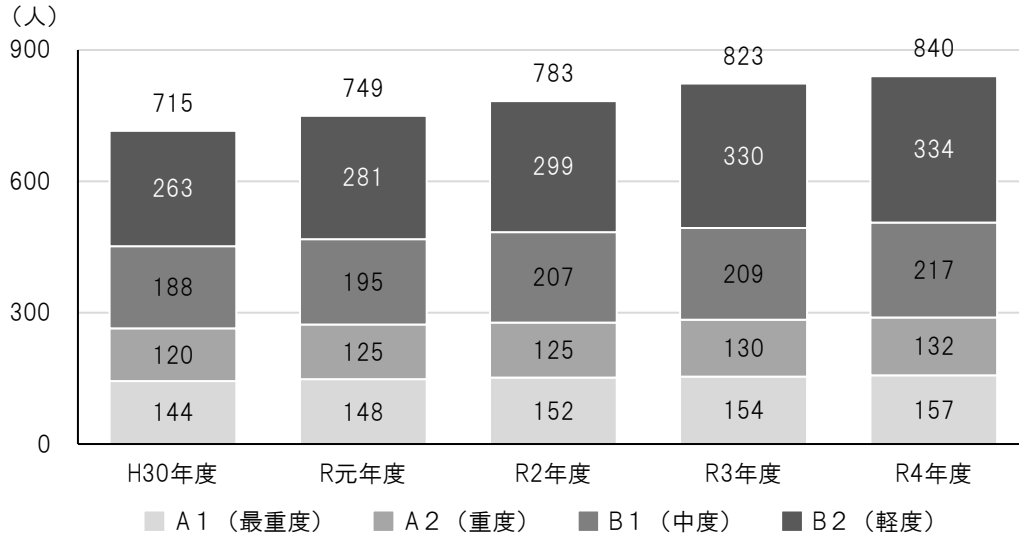


（各年度末現在）

② 等級別の推移

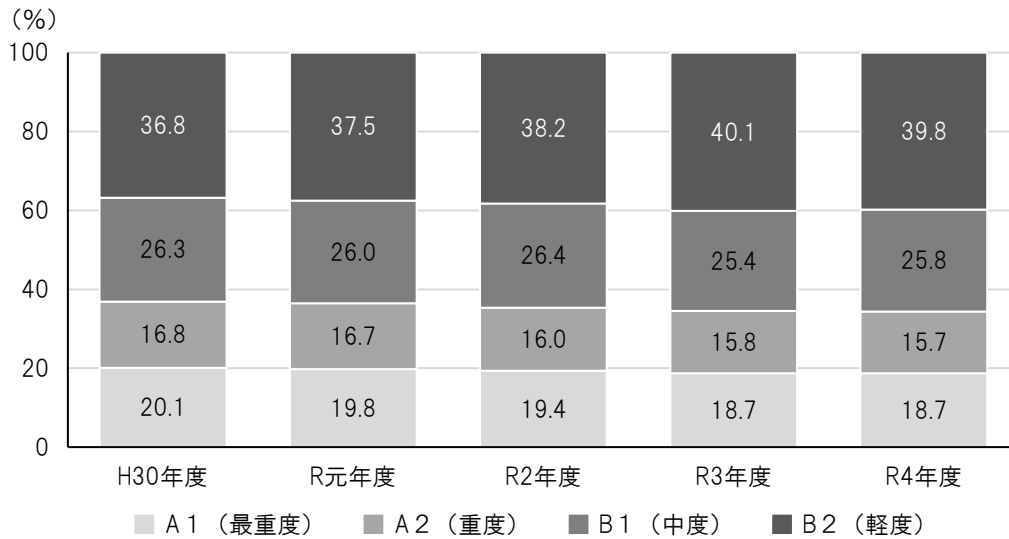
等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、すべての等級で増加傾向となっています。

図表 2-9 等級別療育手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表 2-10 等級別療育手帳所持者数の構成比の推移



(各年度末現在)

図表 2-11 等級別年齢別療育手帳所持者数の推移

単位：人

		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
A（重度）	18歳未満	81	80	79	82	77
	18歳以上	183	193	198	204	212
B（中・軽度）	18歳未満	131	128	141	147	164
	18歳以上	320	348	365	390	387
合計		715	749	783	823	840

（各年度末現在）

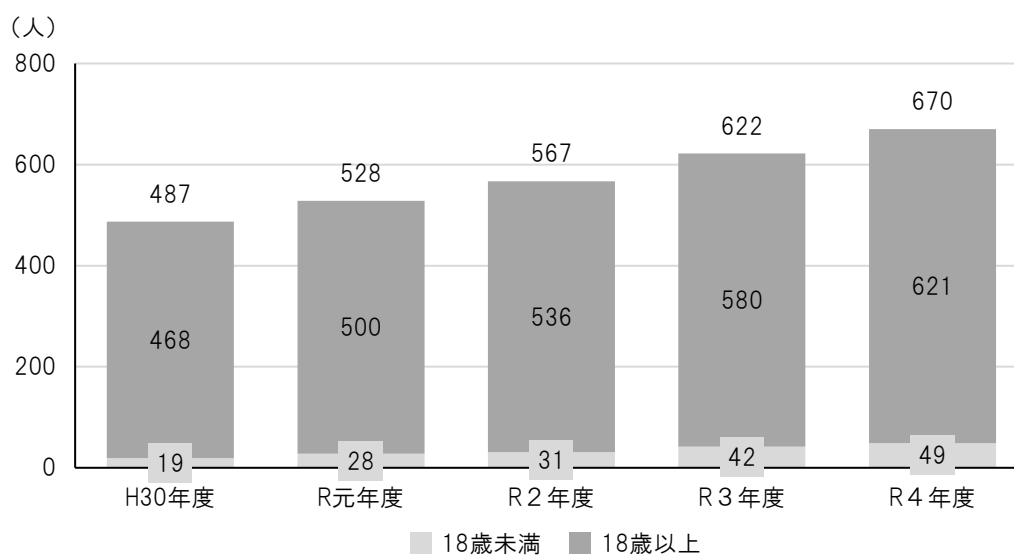
（４）精神障害のある人の状況

① 年齢別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末は平成30年度末と比べて、37.6%の増加となっています。

年齢別の推移でみると、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向にあります。

図表 2-12 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

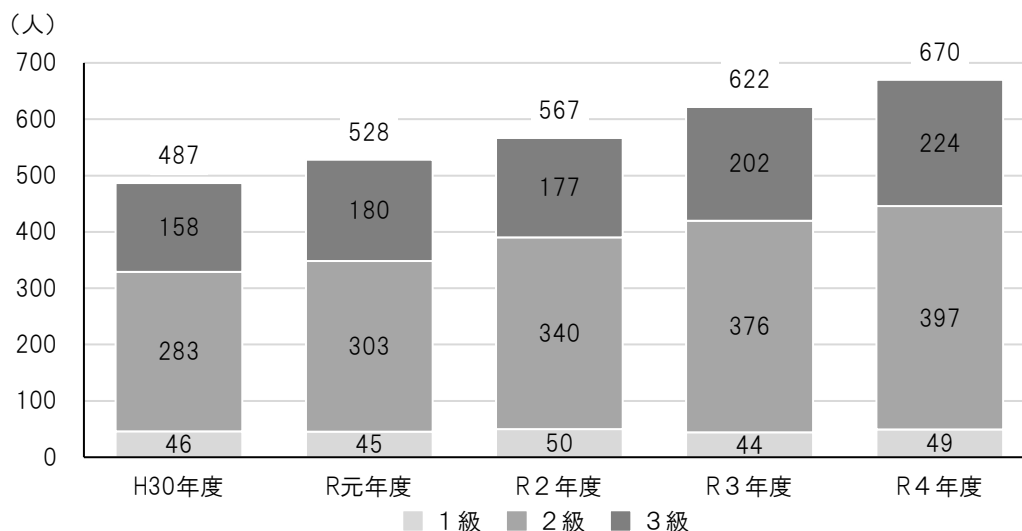


（各年度末現在）

② 等級別の推移

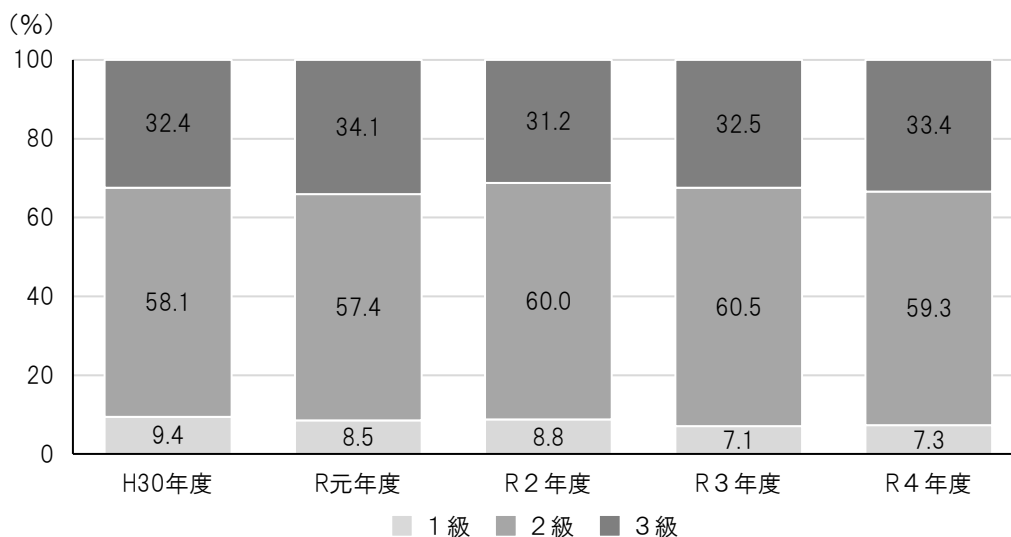
等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、「1級」は横ばいで推移している一方で、「2級」「3級」はともに増加傾向にあり、令和4年度末では「2級」が397人と最も多くなっています。

図表2-13 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表2-14 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成比の推移

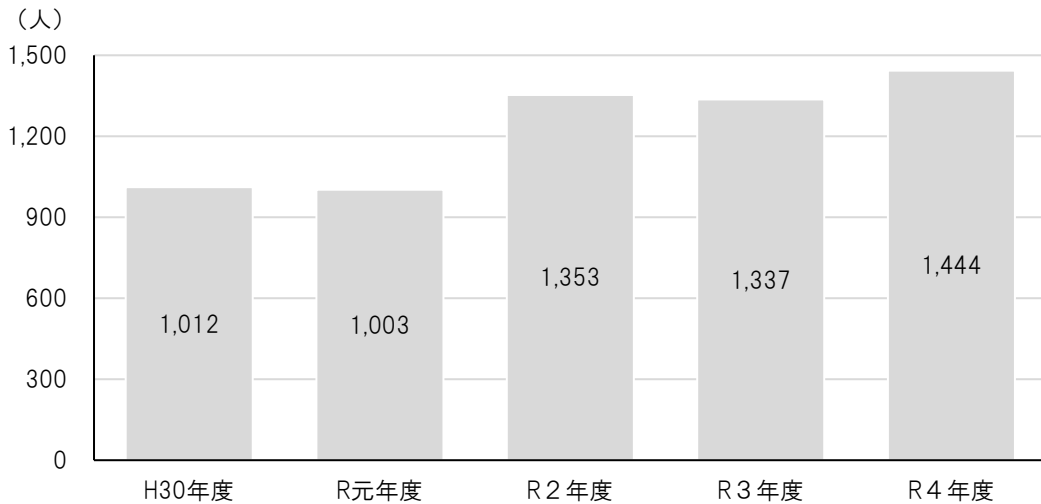


(各年度末現在)

③ 自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担*）受給者数の推移

自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）受給者数の推移をみると、増減はあるものの増加傾向で推移しており、令和4年度末では1,444人となっています。

図表2-15 自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）受給者数の推移

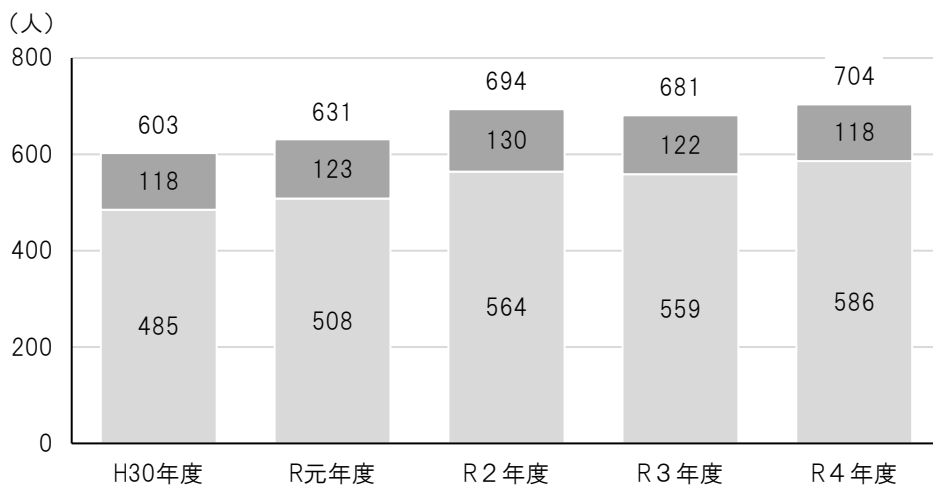


(各年度末現在)

(5) 難病患者の状況

本市の難病患者数の状況をみると、増減はあるものの増加傾向で推移しており、令和4年度末では特定医療費（指定難病）受給者証交付者は586人、小児慢性特定疾病医療受給者証交付者は118人となっています。

図表2-16 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療受給者証交付の推移



■ 難病指定患者数 ■ 小児慢性特定疾病患者数

(各年度末現在)

(6) 障害のある人の雇用状況

県内における障害のある人の雇用の状況は以下の通りです。

図表2-17 障害のある人の雇用状況（滋賀県内）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業数（社）		885	927	928
雇用状況	法定常用労働者数（人）	141,909.0	144,726.5	147,338.0
	雇用障害者数（人）	3,252	3,374	3,621
	実雇用率（％）	2.29	2.33	2.46
法定雇用率達成企業数（社）		497	501	544
雇用未達成企業数（社）		388	426	384
雇用未達成割合（％）		43.8	46.0	41.4

（各年度6月1日現在）

(7) 障害のある子どもの就園・就学状況

本市の特別支援学級、特別支援学校、児童発達支援事業「あゆっ子教室」等の状況は以下の通りです。

図表2-18 特別支援学級の状況

単位：設置校数（校）／学級数（級）／児童・生徒数（人）

区分	設置校数	学級数	児童・生徒数
小学校	9 (8)	50 (49)	271 (265)
中学校	4 (4)	22 (16)	103 (75)
合計	13 (12)	72 (65)	374 (340)

※（ ）内は障害福祉プラン2021策定時（令和2年）の数値

（令和5年5月1日現在）

図表2-19 言語・発達障害通級指導教室の状況

単位：設置校数（校）／児童・生徒数（人）

区分	設置校数	児童・生徒数
小学校	5 (4)	107 (72)
中学校	2 (2)	46 (26)
合計	7 (6)	153 (98)

※（ ）内は障害福祉プラン2021策定時（令和2年）の数値

（令和5年5月1日現在）

図表 2-20 特別支援学校在籍数

単位：人

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
盲学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (3)
聾話学校	1 (0)	0 (3)	2 (2)	1 (2)	4 (7)
鳥居本養護学校		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
守山養護学校		0 (0)	0 (0)		0 (0)
野洲養護学校		47 (51)	35 (23)	31 (25)	113 (99)
三雲養護学校				0 (1)	0 (1)
三雲養護学校石部分教室				4 (2)	4 (2)
北大津高等養護学校				5 (0)	5 (0)
長浜北星高等養護学校				1 (0)	1 (0)
甲南高等養護学校				1 (4)	1 (4)
愛知高等養護学校				3 (0)	3 (0)
合計	1 (0)	47 (54)	37 (25)	46 (37)	131 (116)

※ () 内は障害福祉プラン 2021 策定時 (令和2年) の数値

(令和5年5月1日現在)

図表 2-21 保育園における特別支援加配*対象児の在籍数

単位：人

区分	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	374 (423)	245 (256)	240 (242)	238 (246)	1,097 (1,167)
在籍加配対象児数	1 (2)	11 (8)	13 (14)	10 (16)	35 (40)
加配保育士数	1 (1)	6 (3)	7 (8)	2 (7)	16 (19)

※ () 内は障害福祉プラン 2021 策定時 (令和2年) の数値

(令和5年4月1日現在)

図表 2-22 幼稚園における特別支援加配対象児の在籍数

単位：人

区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	178 (241)	204 (248)	222 (319)	604 (808)
在籍加配対象児数	21 (24)	21 (33)	22 (24)	64 (81)
加配教諭数	9 (13)	11 (16)	9 (13)	29 (42)

※ () 内は障害福祉プラン 2021 策定時 (令和2年) の数値

(令和5年4月1日現在)

図表 2-23 こども園 (短時部) における特別支援加配対象児の在籍数

単位：人

区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	129 (155)	126 (156)	118 (153)	373 (464)
在籍加配対象児数	9 (7)	10 (19)	12 (13)	31 (39)
加配教諭数	5 (5)	4 (9)	4 (4)	13 (18)

※ () 内は障害福祉プラン 2021 策定時 (令和2年) の数値

(令和5年4月1日現在)

図表2-24 こども園（長時部）における特別支援加配対象児の在籍数

単位：人

区分	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍児童数	259 (249)	234 (204)	223 (202)	249 (223)	965 (878)
在籍加配対象児数	0 (0)	16 (7)	10 (12)	16 (13)	42 (32)
加配保育士数	0 (0)	10 (4)	3 (4)	7 (7)	20 (15)

※（ ）内は障害福祉プラン2021策定時（令和2年）の数値

（令和5年4月1日現在）

図表2-25 児童発達支援事業「あゆっ子教室」通園児の状況

単位：人

年齢区分	遅れの程度 障害の種別	遅れの程度					小計	合計
		なし	境界	軽度	中度	重度		
5歳児	発達遅滞	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	9(13)
	自閉症スペクトラム*	0(0)	1(1)	4(6)	3(4)	0(1)	8(12)	
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
4歳児	発達遅滞	0(0)	0(0)	1(1)	0(3)	0(0)	1(4)	12(19)
	自閉症スペクトラム	0(1)	0(3)	8(9)	3(2)	0(0)	11(15)	
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
3歳児	発達遅滞	0(0)	0(0)	2(1)	0(1)	0(0)	2(2)	14(15)
	自閉症スペクトラム	0(0)	1(6)	8(6)	2(0)	0(1)	11(13)	
	その他	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	
2歳児	発達遅滞	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(7)
	自閉症スペクトラム	0(0)	2(5)	4(2)	0(0)	0(0)	6(7)	
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
1歳児	発達遅滞	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	自閉症スペクトラム	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
合計		0(1)	5(15)	27(25)	9(11)	0(2)	41(54)	41(54)

※（ ）内は障害福祉プラン2021策定時（令和2年）の数値

（令和5年6月末現在）

3 障害福祉サービスの現状

(1) 自立支援給付

本市の訪問系、日中活動系、居住系サービス等の利用状況は以下の通りです。

① 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人や知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助等を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する人のうち、四肢麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活援助等のサービスを包括的に提供します。

■サービスの実績

図表3-1 訪問系サービスの利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
居宅介護	人/月 (実人員)	計画値	161	171	181
		実績値	162	181	176
		進捗率	100.6%	105.8%	97.2%
	時間/年	計画値	27,688	29,408	31,128
		実績値	28,374	30,365	33,666
		進捗率	102.5%	103.3%	108.2%
重度訪問介護	人/月 (実人員)	計画値	14	15	16
		実績値	10	8	8
		進捗率	71.4%	53.3%	50.0%
	時間/年	計画値	10,167	10,893	11,619
		実績値	4,739	6,551	11,262
		進捗率	46.6%	60.1%	96.9%

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
行動援護	人/月 (実人員)	計画値	25	25	25
		実績値	27	28	30
		進捗率	108.0%	112.0%	120.0%
	時間/年	計画値	6,071	6,071	6,071
		実績値	6,572	6,852	8,316
		進捗率	108.3%	112.9%	137.0%
同行援護	人/月 (実人員)	計画値	14	15	16
		実績値	16	14	14
		進捗率	114.3%	93.3%	87.5%
	時間/年	計画値	3,323	3,560	4,035
		実績値	2,093	2,503	2,655
		進捗率	63.0%	70.3%	65.8%
重度障害者等 包括支援	人/月 (実人員)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-
	時間/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-

② 短期入所（ショートステイ）

■サービスの内容

サービス名		内容
短期入所	福祉型	障害支援区分が区分1以上である障害のある人等に対して、障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	医療型	重症心身障害児（者）等に対して、病院、診療所、介護老人保健施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■サービスの実績

図表3-2 短期入所（ショートステイ）の利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
短期入所 (福祉型)	人/月 (実人員)	計画値	55	56	57
		実績値	63	68	52
		進捗率	114.5%	121.4%	91.2%
短期入所 (医療型)	人/月 (実人員)	計画値	20	20	20
		実績値	28	36	28
		進捗率	140.0%	180.0%	140.0%

③ 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障害のある人に対して、主として昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等のほか、相談や助言等日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供等身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人または難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言等、必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言等、必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人に、夜間の生活の場所を提供し、家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する満 65 歳未満の障害のある人で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談等、必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な満 65 歳未満の障害のある人に、生産活動の機会の提供等を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、必要な支援を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援 (B型)	一般就労をしていたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった障害のある人に、生産活動の機会の提供等を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、必要な支援を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。

■サービスの実績

図表3-3 日中活動系サービスの利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
生活介護	人/月 (実人員)	計画値	175	185	195
		実績値	161	167	177
		進捗率	92.0%	90.3%	90.8%
	人日/年	計画値	35,245	37,259	39,273
		実績値	32,652	32,983	36,171
		進捗率	92.6%	88.5%	92.1%
自立訓練 (機能訓練)	人/月 (実人員)	計画値	10	16	25
		実績値	5	2	1
		進捗率	50.0%	12.5%	4.0%
	人日/年	計画値	1,390	2,224	3,475
		実績値	485	96	0
		進捗率	34.9%	4.32%	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	人/月 (実人員)	計画値	10	10	10
		実績値	7	7	6
		進捗率	70.0%	70.0%	60.0%
	人日/年	計画値	1,274	1,274	1,274
		実績値	1,050	925	573
		進捗率	82.4%	72.6%	45.0%
宿泊型自立訓練	人/月 (実人員)	計画値	3	3	3
		実績値	1	2	2
		進捗率	33.3%	66.7%	66.7%
	人日/年	計画値	668	668	668
		実績値	214	330	237
		進捗率	32.0%	49.4%	35.5%
就労移行支援	人/月 (実人員)	計画値	36	39	42
		実績値	28	27	28
		進捗率	77.8%	69.2%	66.7%
	人日/年	計画値	4,732	5,126	5,520
		実績値	2,368	2,790	2,541
		進捗率	50.0%	54.4%	46.0%
就労継続支援 (A型)	人/月 (実人員)	計画値	29	30	31
		実績値	36	40	42
		進捗率	124.1%	133.3%	135.5%
	人日/年	計画値	6,054	6,263	6,472
		実績値	6,607	7,570	8,439
		進捗率	109.1%	120.9%	130.4%

※人日/年：1年間で利用された、すべての利用者の総利用日数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
就労継続支援 (B型)	人/月 (実人員)	計画値	200	202	204
		実績値	223	232	224
		進捗率	111.5%	114.9%	109.8%
	人日/年	計画値	38,165	38,547	38,929
		実績値	40,686	40,691	40,821
		進捗率	106.6%	105.6%	104.9%
就労定着支援	人/月 (実人員)	計画値	27	39	56
		実績値	16	12	7
		進捗率	59.3%	30.8%	12.5%

④ 療養介護

■サービスの内容

サービス名	内容
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障害のある人に対し、主として昼間に、病院等の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護および日常生活上の世話をを行います。

■サービスの実績

図表3-4 療養介護の利用者数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
療養介護	人/月 (実人員)	計画値	13	14	15
		実績値	10	11	12
		進捗率	76.9%	78.6%	80.0%

⑤ 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言等、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設や病院・グループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する障害のある人の居宅での自立した日常生活を支援するために、生じている課題等について状況の把握を行うほか、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な情報の提供や助言・相談を行い、地域での生活を支援します。

■サービスの実績

図表3-5 居住系サービスの利用者数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
共同生活援助	人/月 (実人員)	計画値	74	80	86
		実績値	81	95	99
		進捗率	109.5%	118.8%	115.1%
施設入所支援	人/月 (実人員)	計画値	35	35	35
		実績値	33	34	32
		進捗率	94.3%	97.1%	91.4%
自立生活援助	人/月 (実人員)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

⑥ 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画の作成や、支給決定後に随時モニタリングを行い、より良い生活を送れるよう支援します。
地域移行支援	福祉施設の入所者および入院中の精神障害のある人に対して、定期的な面接を行い、退所・退院に向けた支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障害のある人に対し、地域生活移行後の相談支援や緊急時の対応を行います。

■サービスの実績

図表 3-6 相談支援の利用者数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
計画相談支援	人/年 (実人員)	計画値	470	492	515
		実績値	390	427	443
		進捗率	83.0%	86.8%	86.0%
地域移行支援	人/月 (実人員)	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	0
		進捗率	0.0%	100.0%	0.0%
地域定着支援	人/月 (実人員)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域生活支援事業

本市の地域生活支援事業の利用状況は以下の通りです。

① 相談支援事業

■事業の内容

項目	内容
相談支援事業	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障害のある人等が自立した生活を送れることを目的に実施します。

■事業の実績

図表3-7 相談支援事業所数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
相談支援事業	か所	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%

② 成年後見制度利用支援事業

■事業の内容

項目	内容
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害のある人や精神障害のある人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬に要する費用助成等の利用支援をおこないます。

■事業の実績

図表3-8 成年後見制度利用支援事業の利用者数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
成年後見制度 利用支援事業	人/年	計画値	10	16	25
		実績値	13	8	9
		進捗率	130.0%	50.0%	36.0%

③ 意思疎通支援事業

■事業の内容

項目	内容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

■事業の実績

図表3-9 意思疎通支援事業の派遣件数および設置人数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
意思疎通支援 事業	件/年	計画値	416	442	470
		実績値	443	450	559
		進捗率	106.5%	101.8%	118.9%
	人/年	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
手話通訳者 派遣	件/年	計画値	415	441	469
		実績値	442	498	558
		進捗率	106.5%	112.9%	119.0%
要約筆記者 派遣	件/年	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
手話通訳者 設置事業	人/年	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%

④ 手話奉仕員養成研修事業

■事業の内容

項目	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等のコミュニケーションを保障するうえで、必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障害や聴覚障害のある人の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得をめざします。

■事業の実績

図表3-10 手話奉仕員養成研修事業の受講者数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	計画値	20	20	20
		実績値	11	20	20
		進捗率	55.0%	100.0%	100.0%

⑤ 日常生活用具給付等事業

■事業の内容

項目	内容
日常生活用具給付等事業	重い障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。
用具の種別	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子等。
自立生活支援用具	障害のある人の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等、障害のある人の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストーマ装具等、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■事業の実績

図表3-11 日常生活用具給付等事業の利用件数

日常生活用具の種類	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(推計)
介護・訓練支援用具	件/年	計画値	11	13	15
		実績値	5	6	6
		進捗率	45.5%	46.2%	40.0%
自立生活支援用具	件/年	計画値	18	18	18
		実績値	10	18	9
		進捗率	55.6%	100.0%	50.0%
在宅療養等支援用具	件/年	計画値	34	39	45
		実績値	36	52	36
		進捗率	105.9%	133.3%	80.0%
情報・意思疎通支援用具	件/年	計画値	39	44	49
		実績値	49	44	60
		進捗率	125.6%	100.0%	122.4%
排せつ管理支援用具	件/年	計画値	1,607	1,706	1,811
		実績値	1,638	1,778	1,896
		進捗率	101.9%	104.2%	104.7%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	2	1
		進捗率	0.0%	200.0%	100.0%

⑥ 移動支援事業

■事業の内容

項目	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等の社会生活上必要不可欠な外出や余暇支援活動等の外出支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

■事業の実績

図表3-12 移動支援事業の利用者数および利用時間

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(推計)
移動支援事業	人/年	計画値	121	124	127
		実績値	124	123	116
		進捗率	102.5%	99.2%	91.3%
	時間/年	計画値	8,378	8,586	8,794
		実績値	8,378	8,311	9,080
		進捗率	100.0%	96.8%	103.3%

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

■事業の内容

項目	内容
地域活動支援センター機能強化事業 (Ⅰ型 地域生活支援センター風) (Ⅱ型 湖南地域生活支援センター)	<p>地域活動支援センター*において、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害のある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を基礎的事業として実施し、Ⅰ型、Ⅱ型の事業形態を実施します。</p> <p>Ⅰ型においては、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉および地域との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。</p> <p>Ⅱ型においては、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、創作的活動・生産活動の機会の提供や入浴等のサービスを実施します。</p>

■事業の実績

図表3-13 地域活動支援センターの利用件数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
地域活動支援センター機能強化事業	件/年	計画値	1,990	2,033	2,077
		実績値	1,535	1,390	1,746
		進捗率	77.1%	68.4%	84.1%

※Ⅰ型・Ⅱ型を合計した利用件数

⑧ 日中一時支援事業

■事業の内容

項目	内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援および障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施します。

■事業の実績

図表3-14 日中一時支援事業の利用件数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
日中一時支援事業	件/年	計画値	6,420	6,730	7,054
		実績値	5,281	6,048	6,811
		進捗率	82.3%	89.9%	96.6%

⑨ 社会参加促進事業

■事業の内容

項目	内容
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室や「もりやまふれあいフェア」等開催事業、点字・声の広報等発行事業の実施により、障害のある人の社会参加を促進します。

■事業の実績

図表3-15 社会参加促進事業の利用者数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
文化芸術活動振興事業	人/年	計画値	500	525	550
		実績値	450	420	500
		進捗率	90.0%	80.0%	90.9%
点字・声の広報等発行事業	人/年	計画値	240	216	192
		実績値	276	264	264
		進捗率	115.0%	122.2%	137.5%

⑩ 入浴サービス事業

■事業の内容

項目	内容
入浴サービス事業	地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問による居宅での入浴サービスや、送迎による施設での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■事業の実績

図表3-16 入浴サービス事業の利用量

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
入浴サービス事業	人日/年	計画値	1,142	1,482	1,923
		実績値	889	889	1,005
		進捗率	77.8%	60.0%	52.3%

(3) 障害のある子どもへの支援

本市の障害のある子どもへの支援に関する利用状況は以下の通りです。

① 児童発達支援

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	身体障害、知的障害、精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。(令和6年度より児童発達支援に統合されます。)
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重い障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

■サービスの実績

図表3-17 児童発達支援の利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
児童発達支援	人/月	計画値	71	72	73
		実績値	76	79	60
		進捗率	107.0%	109.7%	82.2%
	人日/年	計画値	2,358	2,392	2,425
		実績値	2,705	2,734	2,517
		進捗率	114.7%	114.3%	103.8%
医療型児童発達支援	人/月	計画値	4	4	4
		実績値	2	1	1
		進捗率	50.0%	25.0%	25.0%
	人日/年	計画値	238	238	238
		実績値	95	41	68
		進捗率	39.9%	17.2%	28.6%
居宅訪問型児童発達支援	人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-
	人日/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-

② 放課後等デイサービス

■サービスの内容

サービス名	内容
放課後等 デイサービス	就学中の障害のある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童・生徒の放課後等において療育を提供します。

■サービスの実績

図表3-18 放課後等デイサービスの利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
放課後等 デイサービス	人/月	計画値	220	231	243
		実績値	263	291	327
		進捗率	119.5%	126.0%	134.6%
	人日/年	計画値	29,852	31,344	32,973
		実績値	36,245	40,741	44,730
		進捗率	121.4%	130.0%	135.7%

③ 保育所等訪問支援

■サービスの内容

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある乳幼児等、または今後利用する予定の障害のある乳幼児等が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

■サービスの実績

図表3-19 保育所等訪問支援の利用者数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
保育所等訪問 支援	人/月	計画値	10	11	13
		実績値	6	10	12
		進捗率	60.0%	90.9%	92.3%
	人日/年	計画値	-	-	-
		実績値	77	116	76
		進捗率	-	-	-

※保育所等訪問支援における人日/年は、前回プランにおいて計画値を設定していません。

④ 障害児相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■サービスの実績

図表3-20 障害児相談支援の利用者数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
障害児相談支援	人/年	計画値	201	218	236
		実績値	182	192	202
		進捗率	90.5%	88.1%	85.6%

⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■事業の内容

項目	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うコーディネーターを配置し、適切な支援を行うための体制を整備します。

■事業の実績

図表3-21 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
コーディネーター配置人数	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	0.0%

4 当事者団体・事業所アンケート調査結果

(1) 調査の概要

障害のある人を取り巻く現状や課題、当事者団体・事業所の今後の方向性等に関する意向をお伺いし、総合的な現状を把握するため、アンケート調査（以下、アンケートという。）を実施しました。

調査目的	本調査は、本プランの策定にあたって、当事者団体および関係団体に対してアンケートを行い、障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性等に関する意向をお伺いし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。
調査対象	守山市内の障害者団体、障害福祉サービス事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員*協議会、行政 等
調査期間	配布回収：令和5年3月24日～令和5年4月24日
回収状況	配布数：63件、回収数：49件

(2) 調査結果からみる傾向

① 障害に対する理解について

現状	検討が必要と思われる課題
■インクルーシブ教育*の拡充や学校における福祉人権教育の充実、障害の有無に関わらず参加できるイベントの開催を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。	■障害に対する市民の理解を深める教育や交流の機会について。
当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見	
■今後も継続して障害のある人が地域に出ていく機会を増やし、市民と触れ合うことによって理解を深めていきたい。	

② 社会参加について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none">■障害のある人が地域や社会に積極的に参加していくためには、地域や社会に参加しやすい配慮を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が約9割となっています。■障害のある人が積極的に社会に進出することが、障害のある人への市民の理解を深めるために必要だと考える当事者団体・障害福祉サービス事業所等が約4割となっています。	<ul style="list-style-type: none">■障害のある人の社会参加がしにくい状況の改善に向けた配慮について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見
<ul style="list-style-type: none">■障害のある人が社会進出するためにどのような支援が必要で、どのように環境を整備したら良いのか考えることが必要。

③ 障害のある人に対する配慮について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none">■障害のある人に対する差別・偏見、配慮のなさを感じるという当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。	<ul style="list-style-type: none">■障害のある人に対する差別や偏見の解消、待遇を含めた配慮や理解を深める取組について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見
<ul style="list-style-type: none">■新規事業を実施する場合に地域住民の理解を得ることが難しいことがあった。■障害のある人に配慮した遊び等の環境が必要。

④ 相談支援について

【一般相談について】

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある人やその家族から当事者団体・障害福祉サービス事業所等が受ける相談内容は、日々の生活上の困りごとや将来のこと、障害福祉サービス利用に関するものが多くなっています。 ■公的な相談窓口において気軽に相談できるために、どんな内容でも1つの窓口で相談できること、電話やインターネットを用いた相談体制、障害のある人のみならず、その家族の悩みも相談できることが必要だという当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。 ■権利擁護支援の充実に向けて、相談体制の構築を必要とする割合が4割を超えています。 ■地域の当事者団体や相談員、障害福祉サービス事業所等と医療機関をつなぐコーディネーター等の配置を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が約6割となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■様々な困りごとや悩みごとを抱えている障害のある人や、その家族が取り残されることがないように、相談しやすく支援につながりやすい仕組みづくりについて。 ■権利擁護支援の充実や相談体制の構築について。 ■保健・医療・福祉・保育・教育の連携に向けたコーディネート機能について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見

- 障害のある人のみならず、その家族の声にも耳を傾けてほしい。

【計画相談について】

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none"> ■相談支援の充実に向け、計画相談員の質の向上や計画相談の充実（セルフプラン率の減少）を必要と考える当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。 ■市内の相談支援事業所の数が少ないことを指摘する障害福祉サービス事業所等が見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある人に適したサービス利用につながるような計画相談の質の向上や相談支援事業所の確保について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見

- 相談支援事業所が少なく、セルフプランが多く感じる。もう少し充実できる体制があればと思う。

⑤ 生活支援について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある人の生活をより良くするため、困った時に頼れる相談窓口のほか、障害に対する周囲の人の理解促進、外出時の介助支援を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。 ■障害のある人が適切に医療を受けるための支援については、身近に医療が受けられる施設や、通院方法・往診等の体制の整備を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が約8割となっています。 ■日中一時支援事業の拡充を求める当事者団体が見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある人が悩みごとや困りごとを抱え込むことなく、安心して生活できるような相談窓口や外出支援について。 ■障害のある人の日中における活動の場の確保について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見
<ul style="list-style-type: none"> ■日中一時支援事業の拡充や、放課後等デイサービスが利用できなくなった年齢の方が利用できるサービスの充実が必要。

⑥ 雇用・就労について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある人が働くために、障害の特性に合った職業・雇用の拡大や、仕事探しから就労までの総合的な支援を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの障害特性に応じた就労機会の確保、就労移行支援や就労継続支援といった仕事探しから就労後までの支援体制の構築について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見
<ul style="list-style-type: none"> ■就労系サービス事業所の利用は望まない方への支援が必要。

⑦ 災害・緊急時の支援について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none"> ■災害時に自力で避難できない障害のある人が、スムーズに避難できるための支援や、障害特性に応じた物理的・精神的な配慮を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時の避難や避難所における配慮について。

⑧ 当事者団体の活動について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none"> ■活動上での課題としては、新規メンバーの加入の少なさや、役員のなり手がいないことを挙げる当事者団体が多くなっています。 ■活動するにあたって、行政との連携が取れるような体制づくりや、専門的な知識を得るための勉強会や研修の実施を必要とする当事者団体が多くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■当事者団体の活動の継続に向けた人材の確保について。 ■行政との連携強化や、当事者団体同士の交流・研修の機会について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見
<ul style="list-style-type: none"> ■学校卒業後の過ごし場として利用できる福祉サービスの充実が必要。

⑨ 障害福祉サービス事業所等の活動について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none"> ■人材が確保できない、職員が定着しない課題については、給与水準や精神的・体力的な厳しさを挙げる障害福祉サービス事業所等が多くなっています。 ■グレーゾーンの人をはじめとした制度の狭間にいる方に対する支援体制の充実の必要性を指摘する障害福祉サービス事業所等が見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■職員の確保・定着のため、労働環境の改善に向けた支援や情報提供について。 ■制度の狭間にいる人への支援体制について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見
<ul style="list-style-type: none"> ■重度の知的障害がある人のための施設がまだ少なく、行き場所が必要と思われる。

5 障害者施策の課題

本市における障害のある人を取り巻く状況や障害福祉サービスの現状、当事者団体・事業所を対象としたアンケートの結果等を踏まえ、障害者施策の課題として今後の障害福祉施策の推進にあたっては、次の課題に取り組むことが必要となっています。

課題 1 障害に対する理解の促進

本プランの基本理念である「真の共生社会をめざして」にあるように「障害に対する理解促進」や「障害のある人に対する配慮」、「障害のある人の社会参加」は常に考えていくべき重要な課題です。

アンケートの中でも、インクルーシブ教育の充実や社会参加しやすい環境の整備を求める声が多くありました。また、市民・関係団体等に対する障害への正しい情報提供や理解の促進、障害のある人が生活しやすい地域をつくるための配慮を求める声も多くあり、交流機会の場の確保や合理的配慮に基づいた啓発や教育の充実に取り組む必要があります。

課題 2 障害のある人への切れ目のない相談支援の充実

アンケートの中でも、市内の相談支援事業所の数が少ないことを指摘する声や、計画相談員の質の向上、計画相談の充実（セルフプラン率の減少）を必要と考える声が多くあります。そういった「計画相談支援」の充実とともに、障害のある人のみならず、その家族の悩みも相談できる重層的な支援体制が必要といったご意見からも、相談支援体制の構築が急務であると考えています。

課題 3 雇用・就労等の自立に向けた施策の展開

アンケートの中でも、障害のある人の特性に適した雇用の拡大や、仕事探しから就労定着までの一貫した支援を必要とする意見が多くありました。そういった就労機会の確保や就労後の定着までを見据えた支援体制の構築が重要となっており、雇用主への啓発と合わせて、一人ひとりの特性にあった働く場を充実することが必要です。

課題 4 障害児に対する支援施策の展開

アンケートの中でも、医療的ケア児等に対する支援体制の充実に向けた取組が必要と指摘する声や、早期発見・早期支援を行える支援体制の整備を必要とする声が多くあり、強度行動障害*等の個別の支援を必要とする子どもについて、実態を把握し適切な支援を行える体制の構築に向けた取組が必要となっています。

課題 5 地域で安心して過ごすための日々の生活支援

障害のある人の生活をより豊かにするため、相談窓口の充実等を必要とする意見があったほか、比較的重度の障害のある人に対する日中活動の場、住まいの場の確保や日中一時支援事業の拡充を求める声がアンケートでもあり、障害のある人が今後も地域の中で、安心して自立した生活が過ごせるよう、日常的な生活支援体制の構築に取り組む必要があります。

課題 6 災害・緊急時等の支援体制の推進

アンケートの中でも、自力で避難することが難しい人に対する支援の充実や、障害の特性に適した配慮を必要と考える声が多くあり、障害のある人がスムーズに避難できる体制の構築、避難時や避難所等での適切な配慮が行える環境の整備、避難時・避難所生活における支援等、障害特性に応じたきめ細かい支援が可能となるよう、対策を検討することが重要となっています。

課題 7 人材確保・育成の推進

全国的にも人手不足、とりわけ「障害福祉サービス事業所等」における福祉人材の不足が課題となっています。アンケートの中でも、夜間の支援を伴う入所施設やグループホームについての人材確保、職員の定着が難しいと指摘する声が多くあることから、障害のある人が地域で安心して暮らすために必要なサービスが円滑に提供されるよう、福祉分野の人材確保や人材育成についての取組を促進していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

障害のある人が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていくためには、障害への理解促進を進めるとともに、相談体制の拡充、雇用・就労の促進、障害のある子どもへの支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の基本目標のもと計画を進めます。

(1) とともに理解し合い、支え合い、高め合うために

～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

誰もが認め合える共生社会の実現に向け、障害のある人の特性や障害への正しい理解を深めるとともに、誰もが自分らしく生活できる環境の整備が重要です。

そのため、正しい情報と理解の発信を目的とした障害に関する人権教育や広報・啓発活動の実施、障害の有無に関わらず誰もが参加できる交流機会の創出に取り組み、多様性が尊重される社会の形成に努めます。

(2) 住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために

～相談支援体制の強化～

障害のある人やその家族が住み慣れた地域で健やかに暮らし、充実した生活を送るためには、必要な情報や支援を受けられる支援体制の拡充が重要となっています。多様なニーズに対応するため専門的な課題に対応した相談支援を行うとともに、相談支援体制や情報提供の充実、障害のある人やその家族の高齢化、親亡き後も見据えた日常生活の状況変化にあわせた一貫したサポート体制の充実を図ります。

また、重層的支援体制整備事業とも連動した各種支援制度の充実や、成年後見制度の周知啓発・利用促進にも努めるほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築や、法律・制度の周知、啓発活動を推進します。

(3) 自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために **～就労支援等の自立に向けた施策の展開～**

障害のある人が自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、一人ひとりの状況や希望に応じた働き方ができるよう、令和3年の障害者差別解消法改正により、事業者に対しても義務化された合理的配慮の提供の浸透・拡大、仕事探しから就労・定着までの一貫した支援体制の充実を図る必要があります。

また、就労の場において必要とされるサービスが十分に行き渡る環境の整備、地域や社会で障害のある人がそれぞれの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就労機会の確保に努めます。

(4) 子どもの健やかな発達のために **～障害児に対する支援策の展開～**

障害のある子どもや発達に課題のある子どもが個々の特性や、ライフステージ*に応じた充実した支援を受けるには、障害への理解促進のほか、学校等の教育現場における発達段階や能力にあわせた教育内容の充実や、日常的な生活や学習の面でサポートを行う個別支援員の配置、特別支援教育の充実が重要であり、早期発見、早期からの療育環境整備を図る必要があります。また、「インクルーシブ教育システムの構築」に向けて、障害のある児童・生徒が地域の学校で学ぶための支援体制を強化し教育の充実を図っていきます。

さらに、障害のある子どもの家族に対しても、適切な情報提供や相談支援を行い、家庭でのサポートが円滑に行われる支援体制の整備を促進します。

(5) 求められる支援に寄り添うために **～個々の特性に応じた支援の場の提供～**

障害のある人が自分らしく、個々の特性に合わせた支援を受けながら、充実した生活を送ることができる環境を整備するには、一人ひとりの特性やニーズに合った個別支援プランの策定や、住みやすい環境を整えるためのバリアフリーの促進、また、様々な障害やニーズにあわせた支援の充実を図る必要があります。

さらに、重い障害のある人が日中活動や住まいの場で適切な支援を受けながら、自立した生活を送ることができる支援体制の充実にも取り組みます。

(6) 安全・安心なまちづくりのために

～生活環境・災害・緊急時の支援体制の構築～

災害時や緊急時に障害のある人が自力で避難することが難しいケースが多いことから、地域住民や関係機関とのつながりを強め、地域一体となった支援体制を構築するとともに、障害福祉施設の耐震化のほか、避難時や避難所等で適切な配慮が行える環境の整備、非常用自家発電設備の導入促進等に取り組む必要があります。

また、災害等緊急時の迅速な避難に向けた避難支援体制の強化や、バリアフリーに配慮した公共空間の整備等、安心して避難できる避難所・福祉避難所*の確保を進めるとともに、かかりつけ医等、本人を取り巻く関係者と連携を図りながら、一人ひとりの特性に応じた個別避難計画の策定に取り組めます。

(7) 必要な支援・サービスが円滑に提供されるために

～人材確保・育成の推進～

近年、全国的に福祉分野における人材の不足が大きな課題となっています。質の高い福祉サービスを提供するためには、福祉人材の確保と育成が必要不可欠です。障害のある人が安心して暮らしていくために必要なサービスが円滑に提供されるよう、豊富な知識や高度なスキルを有する福祉人材を新たに確保するとともに、専門的な研修機会の提供を図ることで人材の育成強化を促進します。

2 施策の体系

基本理念

～ 真の共生社会をめざして ～

理念実現に向けた基本目標

目標達成のための具体的な対応策

1

ともに理解し合い、支え合い、高め合うために
～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

- (1) 相互理解の促進と心のバリアフリー化の推進
- (2) 情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進
- (3) 交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進
- (4) 地域福祉の視点に立った活動の推進
- (5) 障害や難病・依存症等に関する理解促進

2

住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために
～相談支援体制の強化～

- (1) 障害のある人に対する虐待の防止
- (2) 地域で安心して生活できる仕組みづくりの推進
- (3) 障害のある人・家族への重層的な支援体制の推進
- (4) 成年後見制度等権利擁護事業の周知啓発等、障害のある人の権利擁護の推進
- (5) 保健・医療の充実

3

自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために
～就労支援等の自立に向けた施策の展開～

- (1) 障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進
- (2) 障害のある人の就労支援と場の拡大
- (3) 福祉サービスの利用による障害のある人の就労促進
- (4) 仕事探しから就労・定着までの一貫した支援の促進

4

子どもの健やかな発達のために
～障害児に対する支援策の展開～

- (1) 保育・教育における支援体制の充実
- (2) 児童発達支援センターの機能の拡充
- (3) 学校教育・社会教育の充実
- (4) 医療的ケア児に対する支援体制の充実
- (5) 強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒の実態把握と適切な支援体制の構築

5

求められる支援に寄り添うために
～個々の特性に応じた支援の場の提供～

- (1) 重い障害のある人の日中活動の場・住まいの場等の整備促進
- (2) 特性に応じた過ごしの方の拡充
- (3) 様々な障害に対応できる日中一時支援事業の充実

6

安全・安心なまちづくりのために
～生活環境・災害・緊急時の支援体制の構築～

- (1) ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備
- (2) 災害等、緊急時の支援の充実
- (3) 移動・交通手段の充実
- (4) 消費者保護の推進

7

必要な支援・サービスが円滑に提供されるために
～人材確保・育成の推進～

- (1) 質の高い福祉サービスの充実・提供
- (2) 福祉人材の確保・育成
- (3) 事業所等との情報共有等、連携の強化

第4章 基本目標ごとの施策の方針と 具体的な対応策

1 ともに理解し合い、支え合い、高め合うために ～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

施策の方針

すべての市民がともに理解し合い、支え合い、高め合う共生社会を築くためには、障害の有無に関係なく、差別や偏見にとらわれない自由な生き方ができる社会の実現が必要となっています。

本市では引き続き、障害への正しい理解の促進や情報の提供に努め、障害の有無に関わらずすべての市民が社会の構成員としてともに生活し、互いが個人として尊重し合う「人権文化」の根付いた地域共生社会の実現に向けて取組を促進します。

■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害のある人の人権をテーマに開催した自治会人権・同和問題学習会の数	障害福祉課	4回	10回	10回	10回
手話通訳者派遣件数	障害福祉課	558件	627件	704件	791件
障害者スポーツ大会参加者数	障害福祉課	延べ35名	39名	42名	46名

具体的な対応策

(1) 相互理解の促進と心のバリアフリー化の推進

障害を理由とする不平等な扱いや不合理な差別・偏見を受けることで、日常生活や社会生活に制約が生じることは「基本的人権」に関わる問題です。平成28年施行の「障害者差別解消法」を踏まえて、本市では「差別の禁止」については障害のある人だけでなく、すべての市民に関わる問題として認識し、差別解消に向けた取組を推進しています。

障害理解の促進に向けては就労や教育、日常生活の場において障害に関する教育プログラムや啓発活動を展開し、障害の多様性や適切な対応方法について理解を深める機会を創出するとともに、引き続き各種情報媒体を用いた情報提供に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①障害の理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	<p>○市ホームページや広報紙「広報もりやま」、有線放送、出前講座、研修会等を通じた啓発・広報活動を引き続き実施する。</p> <p>○障害のある人への理解を深めるため、市社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動等を支援する。</p> <p>○図書館や福祉保健センター内にコーナーを設け、積極的に市内事業所のお知らせ、イベント開催等の案内を行う。</p> <p>○もりやまふれあいフェアを開催し、市民の障害への理解を深める。</p> <p>○障害者週間*にあわせ、市広報や街頭啓発等により周知を図る。</p>	障害福祉課
②民生委員・児童委員の自主研修活動への支援や研修の実施	<p>○市社会福祉協議会と連携し、障害のある人への正しい理解や認識をさらに深めるための、民生委員・児童委員の自主研修を支援するとともに、障害者福祉に関する研修機会の充実を図り、地域での相談体制の充実をめざす。</p>	障害福祉課 健康福祉政策課
③まちづくり人権教育推進協議会活動の推進	<p>○引き続き、自治会人権・同和問題学習会の開催を通じて、「障害者差別解消法」や障害のある人について理解の促進を図る。</p>	人権政策課
④障害を理由とする差別の解消の推進	<p>○令和6年4月からの合理的配慮義務化に伴い、「障害者差別解消法」および「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」について、市広報等を活用し、より広く差別解消に向けての啓発を行っていく。</p> <p>○差別の解消に向けた取り組みとして、地域アドボケーター*、障害者差別解消に向けた情報交換会、湖南地域障害児・者サービス調整会議*や市自立支援協議会*においても差別事案の情報共有を図り、県と連携して差別事案の解決に向けての検討・協議を行っていく。</p>	障害福祉課
⑤市職員の障害福祉に関する行事、イベント等への参加	<p>○市職員の障害福祉に関する意識を高めるため、研修等を継続的に実施する。</p> <p>○障害福祉に関する行事、イベント、研修会等への積極的な参加を促進する。</p>	人事課 人権政策課

(2) 情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進

視覚障害・聴覚障害のある人等、個々の特性に応じたわかりやすい情報提供は重要であり、情報の入手が困難な人に対する、円滑な情報提供と柔軟なコミュニケーションがとれる環境づくりが必要です。例えば、災害発生時等緊急時には、障害のある人も含めた、すべての市民の安全を守れる情報伝達体制を整備することや、選挙時における投票機会の確保をはじめ、選挙に関する情報を提供するなど、合理的配慮の提供が求められます。令和5年12月28日に公布された「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例」を踏まえ、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に係る施策を総合的に推進します。

さらに、民間事業者等に対する合理的配慮の義務化についても広く周知し、市施策のみならず地域全体に合理的配慮の重要性が根付くよう浸透に努めます。

障害のある人が行政情報等の多様な情報に接することで、個々の能力を引き出し、自立した生活や社会参加が行えるよう、コミュニケーション手段の充実として情報通信技術（ICT）の活用や、障害福祉サービスのスムーズな利用の支援として、市をはじめ関係機関、事業者等から正確かつ迅速に情報が届くよう、情報提供体制の整備向上を図ります。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①障害福祉サービス等の情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービスの案内冊子「もりやまの障害福祉のしおり」や市ホームページ、広報紙「広報もりやま」等において、障害福祉サービス等に関する最新情報の提供に努める。 ○法改正等については、制度の変更点や仕組み等のわかりやすい情報提供を検証し、情報バリアフリー化を推進していく。 ○障害者のための国際シンボルマーク*、ヘルプマーク*（ヘルプカード）、耳マーク*等障害のある人に関する各種のマークについて、周知・啓発を図る。 ○視覚障害のある人への情報バリアフリーの一環として、ごみカレンダーや「モーリーカー」時刻表の音声CDを作成し希望者に配布する。 	障害福祉課
②「声の広報」「点字広報」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報もりやま」に事業内容を掲載するなど、希望される方に情報が提供されるよう取り組む。 ○視覚障害のある人へ「広報もりやま」の情報が提供されるよう、「声の広報」「点字広報」の作成・配布を行う。 	障害福祉課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
③情報通信技術（ICT）を活用した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話・スマートフォンから利用できる聴覚障害者メール中継サービス*や、外出先での119番通報に対応した「NET119緊急通報システム*」等の情報伝達サービスを広く周知し、推進する。 ○スマートフォンやタブレット等の情報通信技術（ICT）を活用した、市ホームページや電子メールによる危機管理情報等の提供を充実する。 ○市ホームページのリニューアル（令和5年9月1日）に伴い、アクセシビリティ機能を強化し、障害がある人に対してわかりやすいホームページになるよう市全体で作成に取り組む。 	障害福祉課
④コミュニケーション支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害・視覚障害等により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、点訳、音訳等による支援事業等を行う。 ○行事等の主催者に対し、意思疎通を図ることに支障がある人への配慮等について啓発する。 ○聴覚、視覚ともに障害のある盲ろう者向け通訳者・介助員派遣を引き続き実施する。 ○聴覚に障害のある人に対し、必要に応じてタブレット端末等を利用した遠隔での手話通訳による支援を行う。 	障害福祉課
⑤手話通訳者の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者登録者の確保および養成の推進に向け、手話講座を引き続き開催し、市単独実施のメリットを活かした、より参加しやすい講座運営に努める。また、手話講座等の実施回数の増加を図る。 ○手話講座等の開催による奉仕員から手話通訳者登録につながるよう、手話講座受講後の受講生の支援を行う。 ○講座参加者へ案内等を行うことにより、手話サークルとの連携を深めるよう努める。 	障害福祉課
⑥要約筆記者の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○要約筆記者を十分活用してもらえるよう要約筆記者派遣事業の広報・PRを行う。 	障害福祉課
⑦点訳ボランティアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの成り手不足を解消するために、点訳ボランティア養成講座の開催等を検討する。 	障害福祉課

(3) 交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進

障害の有無に関係なく、すべての市民がともに支え合い、互いに尊重し合いながら暮らす真の共生社会の実現のためには、市民が障害のある人について正しく認識し理解するとともに、相互のふれあいや交流機会を積極的に設けることが重要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響から、交流や活動等の機会が著しく減少し、地域行事やスポーツ等のイベント実施が困難な状況が続いていました。今後は活動の再開やイベントの継続的な開催に向け、交流機会の促進を図るとともに、障害のある人同士や市民との交流、生涯学習やスポーツ活動の機会の提供、読書環境の整備等、障害の特性に応じた合理的配慮を図りながら、社会参加の機会の確保に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①地域行事への参加	<ul style="list-style-type: none"> ○「合理的配慮」の周知・啓発を行い、祭りや運動会等の地域の行事に、障害のある人が参加しやすくなるよう支援を行う。 ○「わ」で輝く自治会応援報償事業を活用し、自治会事業における交流機会の充実を図る。 	障害福祉課 市民協働課
②交流の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が、障害のある人とふれあい、それをきっかけとして障害のある人への理解が深められるように、「もりやまふれあいフェア」等の交流イベントを見直しながら継続的に実施するとともに、市民の参加促進に努める。 ○市内施設事業所の自主製品の展示・販売、創作活動、文化芸能発表、講演会等により、障害のある人の活動の場を広げる。 ○他行事との連携や障害者スポーツ等を体験できる機会を設けるなど、イベント等への参加者の拡大を図る。 ○各種関係団体、機関、ボランティア等の協力のもと、既存交流イベント等の内容の充実を図る。 	障害福祉課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
③各種講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害についての理解を広めるため、市広報や市ホームページ、「もりやまふれあいフェア」等のイベントにおいても、広報・啓発活動を引き続き実施する。また、近隣市と連携する中、理解促進のための講座を実施する。 ○地域社会全体に発達障害や発達特性への理解を広げ、深めていくため、定期的に市民啓発講座を実施する。 ○各種講座への地域住民の参加を促進するため、周知・啓発を促進する。 	障害福祉課 発達支援課
④障害者スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の健康保持・増進を図るため、関係機関、団体等と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援する。 ○活動成果の発表と交流の場として、障害者スポーツ大会等への参加を促進する。 ○障害者スポーツ大会等の周知をすることで、スポーツ活動を推進し、障害のある人の健康の増進を図る。 ○障害者スポーツ(パラリンピック、デフリンピック等)の競技の紹介を通じて、障害の有無に関わらずスポーツの参加を促し、障害のある人への理解と交流を図る。 ○障害のある人が参加できるイベントの充実、障害者スポーツ大会等の周知や開催支援により、余暇活動の充実を図る。 ○関係団体と連携する中、パラスポーツ(ゴールボール、ボッチャ)体験会を実施し、障害のある人とないない人との交流を図る。 ○本市ゆかりの選手が世界や全国で活躍することを後押しするため、スポーツ顕彰や激励金を交付する。 	障害福祉課 スポーツ振興課
⑤文化・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が参加しやすく、気軽に文化芸術等に親しめるよう、関係課で連携強化を図り、レクリエーション活動、文化事業、読書環境整備等を進める。また、受動的な取組とならないよう注意し、主体的に参加できる取組に努める。 ○障害のある人も気軽に文化芸術に親しめるよう、各方面からの意見を取り入れて文化事業を進める。 ○障害のある人の文化活動を支援するため、滋賀県等が提唱する障害のある人の芸術活動を支援する。 	障害福祉課 社会教育・文化振興課

(4) 地域福祉の視点に立った活動の推進

地域福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、互いに支え助け合おうとする精神であり、社会をつくり上げ支えていくのは、その地域に暮らすすべての市民です。

地域で暮らす障害のある人、高齢者、子ども等のすべての市民が、手をたずさえて生活できる地域共生社会の実現に向けた取組を、さらに推進していくことが重要です。

その人らしく安心して充実した生活が送れるよう、地域の様々な課題を我が事として捉え、その課題を地域の中で解決していけるよう、誰もが助け合い、支え合うことのできる地域共生社会をめざします。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①ボランティア活動への支援	○市社会福祉協議会と連携し、気軽にボランティア活動に参加してもらえるよう、更なるボランティア情報の共有とニーズ調整、活動の場の提供等の支援を図る。	障害福祉課 健康福祉政策課
②住民参加型福祉活動への支援	○地域住民による非営利活動団体等の育成と、その活動に対する支援を図る。 ○市民提案型まちづくり支援事業への応募に対し、審査のうえ、助成を行う。 ○市民活動やボランティア活動に取り組む団体に対して、「市民提案型まちづくり支援事業」を広く周知するとともに、活動資金の助成だけでなく市民活動等に関する各種相談にも対応する。	市民協働課
③福祉ニーズを把握するための仕組みづくり	○相談先としての民生委員・児童委員等の周知を図る。 ○障害者相談員、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の活動の連携を強化し、障害のある人等、地域で支援が必要な人の状況と福祉ニーズの把握を継続して行う。 ○地域住民へ広く周知するため、様々な媒体を用いた情報提供を行う。	障害福祉課 健康福祉政策課
④地域での助け合い活動の推進	○地域住民の理解と協力により、民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティア等が連携・協力し、地域による助け合い活動を促進する。 ○避難行動要支援者支援制度の推進や、「見守り活動支援制度*」の周知と活用を図り、障害のある人等に対する声かけや見守り等の地域における支援活動を促進する。 ○避難行動要支援者名簿*について、対象者が理解しやすい説明を行う。	健康福祉政策課

(5) 障害や難病・依存症等に関する理解促進

近年では発達障害についての研究が進んでいるものの、市民の理解はまだ十分とはいえず、多様な障害に対して一層理解を促すとともに、障害のある人やその保護者が悩みやストレスを抱え込むことがないよう、気軽に相談できる支援体制の充実が求められます。

また、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、令和4年3月には同法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定されるなど、ギャンブル依存症やアルコール・薬物等に対する依存症についての取組の推進が求められています。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①障害理解を深めるための各種講座等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者週間にあわせた啓発について、市広報等により周知を図り、街頭啓発等を行う。 ○世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間（4月2日～8日）にあわせた啓発について、市広報等により周知を図る。 ○市広報、市ホームページ等において発達障害についての理解を広め、深めるため、啓発・広報活動を引き続き実施する。 ○障害のある人もない人もともにふれあい、学べるような内容を考慮した取組を充実する。 ○視覚障害や聴覚障害等、それぞれの障害に合った内容の学習の機会の提供を図る。 ○障害のある人の作品を展示するなど、公民館への来館の機会の拡大を図る。 ○障害のある人に講師をしていただくなど、ともに学べる講座の開催を図る。 ○障害のある人への理解を深めるため、市社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動等を支援する。（再掲） ○図書館や福祉保健センター内にコーナーを設け、積極的に市内事業所のお知らせ、イベント開催等の案内を行う。（再掲） ○もりやまふれあいフェアを開催し、市民の障害への理解を深める。（再掲） ○地域社会全体に発達障害や発達特性への理解を広げ、深めていくため、定期的に市民啓発講座を実施する。（再掲） 	障害福祉課 発達支援課 社会教育・文化振興課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
<p>②障害のある人の理解を深める福祉教育の推進</p>	<p>○総合的な学習*の時間等を活用し、小・中学校において、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を通して、障害について正しい理解や認識を育てる教育を進め、ユニバーサルデザインの社会づくりについての意識を育てる。</p> <p>○小・中学校での障害のある人への理解について、人権教育とあわせて学習を進め、我が事として考え、行動していけるように取組の充実を図る。</p> <p>○市内校園の児童・生徒に対し、地域の同じ校園に通う障害のある子どもや地域にお住まいの障害のある人とのふれあい・交流活動を通して、障害のある人に対する正しい理解・認識を深め、ともに支え合いともに生きる大切さを学ぶことを通じて思いやりの心を育む教育を推進する。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>③こころの病・精神障害に関する啓発</p>	<p>○こころの健康づくりに関する理解が深まるよう、正しい知識の普及啓発を実施するとともに、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、関係機関・団体と連携した支援の拡充を図る。</p> <p>○地域福祉の担い手である民生委員・児童委員等に受講案内し、参加者の拡大を図る。</p> <p>○視察研修等を通じて、こころの病や精神障害についての先進的な取組を学ぶ機会を設ける。</p> <p>○アルコール依存症の正しい理解を促進し、断酒会の活動の啓発・周知を行う。</p> <p>○断酒会等の依存症対策の推進を図る。</p>	<p>障害福祉課 すこやか生活課</p>

2

住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために ～相談支援体制の強化～

施策の方針

障害のある人の住み慣れた地域での生活を支えるために、関係機関等とのきめ細かな連携をとれる仕組みづくりを進めることで、包括的な支援体制の構築を促進します。

地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりの推進には、障害のある人やその家族が気軽に適切な支援を利用できるための体制を充実させる必要があります。

さらには、判断能力に不安がある障害のある人の権利を守り、自己決定を支援できるよう権利擁護の推進を図ります。

■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援事業者の訪問等による専門的な指導・助言件数	障害福祉課	350件	380件	420件	460件
成年後見制度にかかる相談件数	障害福祉課	110件	120件	130件	140件
地域生活支援拠点の相談機能・緊急時対応機能の実施事業所数	障害福祉課	未実施	1か所	3か所	5か所

具体的な対応策

(1) 障害のある人に対する虐待の防止

本市では、「障害者虐待防止法」を踏まえ、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、虐待等の人権を脅かすことが起こらない、お互いに人格と個性を尊重し合う社会づくりをめざしています。

引き続き「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を推進し、障害者虐待の防止に努めるとともに、介護や介助を行う人の負担の軽減や、困りごと等についての相談支援にも取り組みます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①障害者虐待防止体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者虐待防止法」に基づいて設置した虐待防止センターにおいて、24時間いつでも連絡・通報があった場合は迅速な対応に努める。 ○被虐待者の一時保護事業所について、継続的な確保を図るとともに、居所が特定されるなど、被虐待者が不利益を被らないよう配慮を行う。 ○被虐待者や養護者に対し、より専門性の高い支援が行えるよう、「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」と連携して、事案に対応する。 ○令和4年より義務づけられた「虐待防止委員会の設置や責任者の配置・職員研修」について、事業所への指導や啓発を行う。 	障害福祉課
②障害者虐待防止の啓発および研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市自立支援協議会において虐待防止に関する協議や研修会を行い、市通所施設連絡協議会等との情報共有を通じて、障害者施設・学校等との障害者虐待防止に関する連絡・相談体制を強化する。 ○障害者相談員や民生委員・児童委員等への障害者虐待に関する研修等を実施し、地域における障害者虐待の未然防止・早期発見に努める。 ○市民に対して、市広報、市ホームページ等を通じ障害者虐待防止を行う。 ○県主催の障害者虐待にかかる研修会等に担当職員が積極的に参加し、障害者虐待についての理解を深める。 	障害福祉課

(2) 地域で安心して生活できる仕組みづくりの推進

家族形態や生活様式の変化、個人の価値観の多様化等により、地域社会における近隣住民との人間関係の希薄化が全国的にも課題となっています。

このような状況の中で、課題を抱え支援を求める障害のある人を早期に把握し、その人の抱える課題の解決や地域での孤立を防ぐことが重要となります。また、障害のある人が、住み慣れた家や地域で自分らしい生活が送れるよう、適切な保健・福祉・医療・療育・教育等の各サービスの利用につなげていくための連携体制の構築、地域共生社会の実現に資する体制づくりに努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①障害のある人の生活実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、民生委員・児童委員活動、地域ネットワーク活動（福祉協力員等）、障害者相談員、地域住民からの連絡・通報等、それぞれの役割を明確にしたうえで様々な資源や人材との連携により、地域で課題を抱える障害のある人の早期発見と状態把握および必要な支援に努める。 ○支援や介入を自ら拒否し、地域から孤立してしまい、状況把握や支援が難しいケースの早期支援方法を検討する。 ○基幹包括支援センターや基幹相談・障害福祉課等で定期的に開催している介護保険への移行支援会議により、生活実態の把握を行うとともに、個々に応じた障害から介護へのスムーズなサービスの移行支援を行う。 	障害福祉課 地域包括支援センター
②身近なところで気軽に相談できる体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域地域包括支援センター*による訪問事業において、高齢者や障害のある人の健康や福祉に関する相談対応や訪問活動に取り組み、必要に応じて適切な相談窓口やサービスの利用につなげる。 ○基幹相談支援センターが、3障害を対象とした相談支援体制を整えていることの周知・啓発を行うとともに、気軽に相談できる体制の強化を図る。 ○高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターについての周知・啓発を行う。 	障害福祉課 地域包括支援センター

施策項目	本プランにおける取組	担当課
③相談を生活支援サービスにつなげる仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域住民や専門機関によるネットワークの構築を進める。 ○地域の創意工夫による住民交流をめざし、すこやかサロンや各種施設の運営支援を推進する。 ○地域における支援体制の構築にあたり、ゴミ出しボランティア等、地域での生活を支えるボランティア等の新たな担い手づくりを押し進める。 ○障害福祉サービス利用者の介護保険サービスへの円滑な移行を図るため、関係課において介護保険、高齢者施策、障害者施策等についての共通認識を深めるとともに、情報の共有化を図り、途切れのないサービスの提供と安定した日常生活の支援に努める。 ○介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防と高齢者生活支援体制づくりに取り組む。 	<p>障害福祉課 地域包括支援センター 長寿政策課</p>
④障害のある人に対する発達支援システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「発達支援システム基本方針 2021」に基づき、「誰もが生涯にわたって社会の中で自分らしく生きるための支援」をめざすため、乳幼児期から青年期までの一貫した支援を行う。 ○「庁内推進会議」「早期支援体制検討会」「ケース集約会議」等を継続して開催し、発達支援課題を共有するとともに、発達支援体制の充実を図る。 ○障害のある児（者）や保護者、その関係者が『相談支援ファイル』を有効に活用し、発達支援の充実が図れるよう、その作成を行う校園を支援するとともに普及に努める。 	<p>障害福祉課 発達支援課 母子保健課</p>

(3) 障害のある人・家族への重層的な支援体制の推進

障害のある人やその家族が抱える日常的・将来的な不安や悩みに対応するため、必要な情報や支援を受けられる相談支援体制を整備していくことが重要です。

専門的な知識と経験を持つ相談員を基幹相談支援センターに配置し、専門的な課題に対応した相談支援を行うほか、利用者や家族が日常生活の状況変化に合わせた適切な支援を受けられるよう、一貫したサポート体制の構築を図ります。また、地域の情報や支援ネットワークを活用し、障害のある人のみならず、その家族も支援する、重層的な支援ができるよう努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①総合相談窓口(基幹相談支援センター)の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターである「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」のより一層の周知を図る。 ○障害のある人やその家族が、福祉サービスやケア等に関する相談を気軽にすることができ、総合的かつ調整のとれたサービス提供につながるよう、「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」と連携し、総合的な相談支援を継続して実施するとともに、広域事業運営会議において調整し、機能強化を図る。 	障害福祉課
②相談体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者相談員や民生委員・児童委員に対する研修等の実施やスキルアップのための取組を充実する。 ○障害のある人またはその家族が、ピア(仲間)として障害のある人とともに活動するピア活動の推進を支援する。 ○避難行動要支援者名簿への掲載にかかる同意を通じて、地域での身近な助け合い(共助)につなげる。 ○庁内の相談支援機能を強化するために、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員を、計画的に確保・育成する。 ○総合的な支援(重層的支援)を推進するため、関係部局と連携し、支援体制の充実を図る。 	障害福祉課 健康福祉政策課 人事課 生活支援相談課
③自立支援協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○湖南地域障害児・者サービス調整会議へ引き続き参加し、市の課題や湖南福祉圏域*・県全体で検討する必要がある課題等の報告、共有に努め、連携して課題解決に取り組む。 ○市自立支援協議会において、関係機関との連携と調整機能をさらに強化するとともに、地域課題の解決に向けて取り組む。 	障害福祉課

(4) 成年後見制度等権利擁護事業の周知啓発等、障害のある人の権利擁護の推進

障害のある人の人権が尊重され、日常生活において制約を受けることなく、誰もが自分らしく生活できる環境づくりが重要です。そのため、障害のある人が安心してサービスを利用できるよう、サービスに関する相談・苦情解決への対応ができる体制づくりの構築を図ります。

また、判断能力が十分ではない障害のある人が、福祉サービスの利用や財産管理等で自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の周知・理解の促進に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①苦情相談窓口の充実	○「あんしん・なっとく委員会*（滋賀県運営適正化委員会）」について周知を図り、必要な場合は当該委員会と連携し、苦情の適切かつ早期の解決を図る。	障害福祉課
②成年後見制度の利用支援および普及啓発	○日常生活において、自らの意思を決定することが困難な障害のある人について、成年後見センターや事業所等関係機関と連携を図り、適切な意思決定の支援が行えるよう努める。 ○成年後見制度の利用が必要な対象者に対しては、申請および報酬にかかる費用助成を行い、成年後見制度の利用促進に努める。 ○「成年後見センターもだま」との連携を強化し、専門機関による相談、成年後見の利用申立にかかる各種手続支援を行い、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行う。 ○成年後見制度の利用促進を図るため、出張説明会等を行い、普及啓発を図る。	障害福祉課
③地域福祉権利擁護事業*（日常生活自立支援事業）の利用促進	○知的障害のある人や精神障害のある人等が、適切な日常的金銭管理や福祉サービス等の利用援助等が受けられるよう、市社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用につなげ、障害のある人が安心した生活を送れるよう取り組む。	障害福祉課

(5) 保健・医療の充実

障害のある人が健康でいきいきとした生活を送るためには、日頃から健康の保持・増進に努め、障害の原因となる生活習慣病等の疾病の予防と障害の早期発見に主体的に取り組むことや、心身の健康づくりを支える適切な保健サービスの提供が必要です。

できるだけ早期に適切な療育につながるよう、身近な地域で利用できる医療サービスの一層の充実と、専門的な医療の提供体制の整備、関係機関の連携強化に努め、将来を見据えた支援を促進します。また、医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、障害の原因となる疾病予防のため、健康教育や健康診査、健康相談、訪問指導等を通して啓発を行い、利用しやすい支援体制を構築します。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①健康管理等に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートを実施する。 ○妊娠期からの早期の母子支援のため、医療機関と連携を図り、相談支援の充実を図る。 ○障害のある乳幼児の健康の保持・増進のため、関係機関との連携のもと、栄養相談・健康相談・歯科相談等の各種相談体制の充実を図る。 ○障害のある人の健康の保持・増進のため、障害の原因となる疾病の予防・早期発見・早期治療に努める。 ○生活習慣病をはじめ、禁煙やがん、アルコール等について、健康教育・健康相談を実施する。 ○広報、ホームページ、オンライン等の活用により、健康や疾病に関する正しい知識の普及啓発を行う。 ○すべての妊婦および子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、これまで行ってきたネウボラ面接や新生児訪問に加え、妊娠8か月にもアンケート等を実施し、伴走型相談支援を行うとともに、経済的支援も一体的に実施し、様々なニーズに即した支援につなげる。 	母子保健課
②母子保健相談指導、各種保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各種乳幼児相談事業を実施し、発達の遅れや障害が疑われる乳幼児やその保護者へ早期に対応することで、障害の早期発見・早期療育につなげる。 ○小規模保育園や家庭的保育室の就園児に対する支援体制を関係機関で検討する。 	母子保健課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
③各種健診（検診）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査にて発達の遅れや障害が疑われる乳幼児の早期発見・早期療育につなげる。 ○乳幼児健康診査の未受診者には受診勧奨を行うとともに、受診が困難な乳幼児については訪問等を通じ発達や疾病の確認を行う。 ○健（検）診受診率向上のため、個別勧奨通知やクーポン券の配布等を行う。 ○健（検）診の受診結果に基づいた適切な受診行動がとれるよう、働きかけを行う。 	母子保健課 すこやか生活課
④予防接種（感染症予防）事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症予防について予防接種に対する意識啓発を実施する。 ○各種予防接種を引き続き実施し、感染症の蔓延を防止する。 ○接種希望者の接種機会の見落としを防ぐため、接種対象者に対する勧奨を行う。 	すこやか生活課
⑤訪問指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人やその家族の自宅への保健師等の訪問、積極的な勧奨、保健指導を行うことにより健康の保持・増進を図る。 ○定期的な訪問と相談・指導が行えるよう、実施体制の充実を図る。 	すこやか生活課
⑥在宅訪問歯科保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き草津保健所管内歯科保健担当者と草津栗東守山野洲歯科医師会との協議会に参加し、課題や取組の現状について情報共有を行うとともに連携して課題解決に取り組む。 ○介護支援専門員による口腔ケアに関するチェックシートの活用状況を把握する。 ○口腔ケアの必要性を出前講座や教室等で周知啓発する。 ○守山顔の見える会で口腔に関するテーマで勉強会を実施する。 ○継続して口腔ケアの必要性について関係機関と連携し周知啓発を実施していく。 ○口腔ケア等が必要な人に対して、歯科医師会等と連携し、訪問歯科診療の調整等の受診支援を行う。また、診療可能な歯科医院について情報提供を行う。 ○在宅でのすこやか歯科健診により、口腔の健康管理を推進する。 	地域包括支援センター すこやか生活課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
⑦通所事業所等を利用する障害のある人への歯科保健事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○通所事業所を利用する障害のある人を対象とする「コラボにこここ障害者歯科保健事業」を引き続き推進するため、歯科衛生士を派遣するなど、運営支援を行う。 ○入所施設等のその他の施設についても、積極的に歯科衛生士等の派遣を勧奨する。 ○施設職員、支援者等に対し、口腔ケアの重要性について周知啓発を行う。 	障害福祉課 すこやか生活課
⑧医療費の自己負担分の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口での相談時等に、利用できる医療制度について、適宜案内を行う。 	国保年金課
⑨難病対策推進における保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所と連携を図りながら、訪問相談等を行うことにより、在宅の難病患者の療養を支援する。 ○保健所と連携し、難病患者の交流の場としてのサロン等の取組に対する支援を推進する。 	障害福祉課 地域包括支援センター すこやか生活課
⑩自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○守山市自殺対策計画に基づき、ゲートキーパー*の育成や、自殺および精神疾患についての正しい知識の普及啓発を行う。また、関係団体・関係機関と連携し、こころの相談窓口の周知啓発等、相談支援に努める。 ○市自殺対策連絡協議会等において、関係機関との連携を強化する。 ○増加するこころの相談に適切に対応するため、自殺対策計画に基づき、相談者に寄り添った支援を推進する。 	すこやか生活課

3 自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために ～就労支援等の自立に向けた施策の展開～

施策の方針

障害のある人の地域での自立した生活を支えるために、地域の保健・福祉・教育・企業等が連携し、就労支援に取り組むことが重要です。近年は、「ダイバーシティ（多様性）」の重要性が理解されつつあり、就労の場や地域において、障害の有無に関係なく、一人ひとりの個性を活かした活動が推進されています。

障害のある人の雇用機会の拡大と雇用後の職場への定着を図るため、市をはじめ公的機関が積極的に障害のある人を雇用するとともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」「滋賀障害者職業センター*」「湖南地域働き・暮らし応援センター*」等と連携し、市内の企業等に向けた障害のある人の雇用促進や障害に対する理解・啓発活動等、働く場の確保と働く環境の向上に努めます。

また、障害のある人が就労後も継続して仕事が続けられるよう、就労定着支援の充実を図ります。

■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値				目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者就職フェアの参加企業数	障害福祉課 商工観光課	面接会：9社 セミナー：22社	面接会：10社 セミナー：25社	面接会：15社 セミナー：30社	面接会：20社 セミナー：35社				
年間就職件数（働き・暮らし応援センターりらく相談者）	障害福祉課	22件	26件	30件	34件				
就労移行支援・就労定着支援決定者数	障害福祉課	就労移行：28人 定着：7人	就労移行：30人 定着：9人	就労移行：32人 定着：11人	就労移行：34人 定着：13人				

具体的な対応策

（1）障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進

障害のある人の雇用への支援として、「公共職業安定所（ハローワーク）」「滋賀障害者職業センター」「湖南地域働き・暮らし応援センター」等と連携し、市内の企業等に対して、障害のある人の雇用に対する理解促進・啓発活動を推進するとともに、各種助成制度の紹介等、雇用支援に取り組めます。

また、企業等に対し、障害のある人が職業を通じて、働くことの意義と社会参加の重要性について理解の促進を図るとともに、障害者差別解消法や改正雇用促進法に基づく障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務について、周知・啓発に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進および啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市広報やパンフレット等を通じ、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）や法定雇用率等の周知に取り組む。 ○「公共職業安定所（ハローワーク）」や「守山市企業内人権教育推進協議会」等の関係機関と連携し、特に精神障害、発達障害、難病の人の理解と雇用に関する啓発に取り組む。 ○労政部局と連携を図り、企業訪問等を行うとともに、企業等における採用や定着のための理解促進を図る。 ○就労継続支援等を利用しながら福祉的就労*する障害のある人について、職場において十分な配慮が行われるよう、障害への理解促進にかかる啓発等に取り組む。 	障害福祉課 商工観光課
②各種助成制度等に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○市内事業所等に、障害者雇用の知識や経験を提供できるよう、「公共職業安定所（ハローワーク）」等の関係機関と連携し、トライアル雇用制度*の活用等、雇用の拡大につながる取組を推進する。特に、今後、雇用の拡大が望まれる農業分野での取組を啓発、広報する。 ○法定雇用率や障害のある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の周知に引き続き取り組む。 ○企業訪問等を通じて、市内企業等に障害者就労施設からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。 	障害福祉課 商工観光課

（２）障害のある人の就労支援と場の拡大

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、多様な就労の機会や働く場を確保し、就労することが重要です。そのためには、障害のある人が一般就労へ円滑に移行できるよう福祉施策と雇用施策の連携が必要になります。「公共職業安定所（ハローワーク）」等関係機関との連携により、状況に応じた職業指導、ジョブコーチ*による支援、職業紹介、就職先とのマッチング等を行うとともに、企業に対して障害の種類・程度に対応しつつ、個別的な職業指導、職業紹介、その他相談に応じることのできる体制の充実を図ります。

また、就労移行・就労継続支援事業所と連携し、一般就労における雇用の拡大を図るとともに、障害に応じた就労機会の確保に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「公共職業安定所（ハローワーク）」や「滋賀障害者職業センター」、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等の地域の関係機関との連携強化を図り、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した取組を行う。 ○障害のある人のスムーズな就労移行と就労の定着が行われるよう、必要に応じて、就労移行支援や就労定着支援等の障害福祉サービスの利用を促す。 ○就労定着支援利用による職場や仕事に関する悩み等の相談支援、就労促進のための支援等により、障害のある人の就労定着を図る。 ○就労定着を促進するため、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等との連携を図り、必要な相談支援・訪問等を行う。 ○日常生活上に関する問題についての相談支援や金銭管理、衣食住関係、健康管理等の日常生活上の支援を相談支援事業や市社会福祉協議会、関係機関等と連携して行う。 	障害福祉課 商工観光課
②事業所等への必要な情報の提供、助言等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「公共職業安定所（ハローワーク）」の専門職員や「湖南地域働き・暮らし応援センター」との情報交換を通じて、障害のある人のニーズに合った職場を開拓し、雇用している事業所に対して、障害に対する理解を深めるための必要な助言等を行う。 ○「特例子会社制度*」、「事業協同組合等算定特例*」等、障害のある人の雇用に関する各種制度の紹介、税制上の優遇措置等の周知を行う。 	障害福祉課 商工観光課
③市役所における障害者雇用	○市の障害者活躍推進計画に基づき、障害のある人の計画的な雇用に努める。	人事課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
④生活介護事業所・就労継続支援事業所等の福祉的就労に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護事業所・就労継続支援事業所等の自主製品について、「障害者優先調達法」による物品等の販売促進をはじめ、市主催イベントや大会等での積極的活用や、公共施設等の一部スペースを販売所として提供することにより、障害のある人の雇用の促進と対価向上を支援する。 ○市内をはじめとする民間企業等に対し、作業の受注や施設外就労の場の提供をについて積極的に働きかけ、福祉的就労の場の拡大を行う。 ○障害者就労施設等での活動について周知を行い、創作物品等の販売促進につなげる。 	障害福祉課
⑤特別支援学校卒業生等の進路先確保の充実（一般就労が困難な障害者の就労支援）	<ul style="list-style-type: none"> ○湖南地域障害児・者サービス調整会議の専門部会において、今後も継続して湖南地域の特別支援学校卒業予定者等の希望進路を調査し、進路の実態と今後必要な資源の把握に努める。 ○重度障害のある人の受け入れ先確保に対応するため、補助制度に基づく生活介護事業所の新設・増設と運営の支援に取り組む。 	障害福祉課

(3) 福祉サービスの利用による障害のある人の就労促進

障害のある人が経済的に自立した生活を営むためには就労が重要であり、働く意欲のある障害のある人が就労できるように、各種サービスを利用するとともに、個々の適性に応じた能力を発揮できる就業の機会を確保することが必要です。

障害のある人の希望に応じ、自分に合う働き方が選択できるよう、就労継続支援事業所や地域活動支援センター等の日中活動の場の確保により、選択肢の充実を図るなど、様々な制度や支援を活用し、障害のある人の就労と職場定着に努めます。

また、事業者に対し、障害に関する理解を促し、安心して働くことができる環境づくりの支援と雇用促進に取り組む企業の拡大を図るとともに、通所事業所等と連携して就労移行支援や就労継続支援等の就労機会の確保に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①就労に向けた就労移行支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○一般企業等に就労希望する障害のある人に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進する。 ○精神障害のある人の就労を支援するため、精神障害者就業促進事業の活用を行う。 ○就労意欲の低い人や、就労意欲はあるが就労できる段階に至っていない人等への支援体制の構築を図る。 	障害福祉課 商工観光課
②通所事業所等との情報共有の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○「公共職業安定所（ハローワーク）」や「滋賀障害者職業センター」、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等の地域の関係機関との連携強化を図り、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した取組を行う。（再掲） ○通所事業所と連携し、障害のある人の特性に合った就労ができ、継続した就労となるよう支援を行う。 ○農政部局等と連携して、農業と福祉の連携（農福連携）を通所事業所を中心に展開し、障害のある人の仕事づくりや農業の担い手づくりの課題解消となるよう努める。 ○引き続き、派遣可能な人材と農業者の求める人材のマッチングを進めていくとともに、農産物や農業で発生する副産物を活用した新商品開発の取組も含め新たな農福連携として検討していく。 	障害福祉課 商工観光課 農政課

(4) 仕事探しから就労・定着までの一貫した支援の促進

就労を通じて、自立した生活を送るとともに、生きがいづくりにつなげるためにも雇用・就労支援の充実や支援の強化が重要であることから、障害のある人の能力や興味にあわせた職業訓練の提供や、必要なスキル・知識を習得し適切な職場での就業につなげる支援体制の構築を促進します。

また、就労後の定着も重要であることから、就労後の適切なサポートが行える支援体制の充実を図ります。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①「障害者総合支援法」に基づく就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○一般企業等に就労希望する障害のある人に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進する。(再掲) ○障害のある人が継続して就労できるように、必要に応じて就労定着支援の利用を促す。 ○精神障害者就業促進事業の活用が進むよう周知・啓発を行う。 	障害福祉課
②発達障害のある人への就労相談・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害やその疑いのある人に対して、社会資源の活用等、課題に応じた支援策を検討し、関係機関と横断的な支援を行う。 ○日常生活に支援を要する発達障害のある人について、障害福祉サービスの利用による生活改善も含めた就労支援を図る。 	障害福祉課 発達支援課
③ひきこもりの人への就労相談・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○外部機関を含めた生活困窮者等自立支援ネットワーク会議等と、実務担当者のひきこもり支援庁内推進検討会の2部体制のもと、多様なニーズにあわせた支援の充実を図る。 ○就労(進路)支援に関する検討会の開催や、重層的支援会議を通して、関係課とひきこもり相談者に関する社会資源についての情報共有や、ひきこもり相談者に関するアセスメントの仕方等についての意見交換を行う。 	障害福祉課 発達支援課 生活支援相談課

4 子どもの健やかな発達のために ～障害児に対する支援策の展開～

施策の方針

2015年の国連持続可能な開発サミットで定められた、世界共通の大きな目標である持続可能な開発目標・SDGsの目標の1つには「質の高い教育をみんなに」とあり、すべての人が公平に質の高い教育が受けられる世の中をめざす、としています。

共生社会の形成に向けては、障害の有無に関わらず、一人ひとりが教育的ニーズに応じて必要な配慮や支援を受けながら、可能な限り同じ場でともに学ぶ「インクルーシブ教育」が重要です。幼児期からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障害に対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことで、将来、障害のある人一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れることが大切です。自立と社会参加を見据えながら、それぞれの障害の特性に応じた適切な療育および教育の充実を図り、生涯にわたり多様な学習の機会を確保します。

また、教育分野だけでなく、障害のある子どもが健やかに育つために、保健・医療、福祉、雇用等の関係分野や地域住民との連携を密にし、本人とその保護者に対する十分な情報提供のもと、社会全体で支援を必要とする子どもや、その保護者を支援する体制を推進します。

■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
専門職員による市内校園訪問件数	発達支援課	83件	85件	90件	100件	
乳幼児健康診査における受診率	母子保健課	97%	100%	100%	100%	
医療的ケア児コーディネーターの配置	障害福祉課	0人	1人	1人	1人	

具体的な対応策

(1) 保育・教育における支援体制の充実

障害のある子どもに対する早期の段階での支援は、健やかな発達を促し、障害の軽減を図るために重要です。

障害のある子どもと障害のない子どもがともに遊び学ぶ「インクルーシブ教育」を拡充し、分け隔てのない教育機会を拡充することで、双方の豊かな人格形成をめざした保育・療育・教育の推進に取り組むことが必要です。また、関係機関と連携し、早期から療育や教育相談等の指導を受けることができるよう、連続的な支援体制の充実を図ります。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①発達相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達に遅れや偏りあるいはその疑いのある乳幼児に対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行う。 ○保育園・幼稚園・こども園等で、心理職・言語指導員が巡回訪問を実施し、必要時に発達相談や言語指導を行うなど、早期支援につなげる。 ○適切な相談・指導が行えるよう、各ライフステージに対応したコーディネーターが校園等の関係機関と調整を図り、相談支援の充実と拡大を図る。 ○発達検査前の児童観察に基づく見立てや支援方法のアドバイス、検査結果等を日々の支援に活かせるような助言を行う。 	発達支援課
②児童発達支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援事業「あゆっ子教室」において、療育支援を行い、乳幼児の発達促進、保護者の育児力向上を図る。 ○保育所等訪問支援事業「あゆっ子教室」において、乳幼児に対して、訪問支援員が園現場へ訪問し、支援を行う。 ○児童相談支援事業「ぼけっと」において、「あゆっ子教室」「県立小児保健医療センター療育部」等の障害児通所支援事業を利用する就学前児のサービス等利用計画書を作成し、保護者のニーズに応じたサービスの調整を行う。 ○保育園・幼稚園・こども園の教職員等の関係職員を対象に、特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、本市の特別支援教育研修「せんせい応援プログラム*」を実施するなど、教職員等の資質向上に努める。 	発達支援課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
③職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等訪問支援事業において、療育が必要な児童を対象に園現場で療育支援を行うことで、園内の発達支援のスキル向上を図る。 ○放課後児童クラブ*の各運営者における研修機会の確保について働きかける。 ○市特別支援教育推進に関わり、国および県の最新情報を周知し、校種間のよりよい連携の検討、教職員の専門性の向上をめざした実践的な研修を引き続き行う。 ○相談員・指導員等、教育相談・適応指導に関わる専門職員の専門知識と技術の向上を図るため、各種研修を充実する。また、研究所内では、事例検討会等を実施し、スーパーバイザー*や大学教授より指導を仰ぐ。 ○学校現場のニーズにあわせた研修を計画し、子ども理解に基づいた指導や支援のあり方について、学校現場の課題克服につながるような研修講座を企画する。 ○「せんせい応援プログラム」に基づく計画的な研修を実施し、特別支援教育について学ぶ場を提供する。 ○「守山市における特別支援教育の推進」に基づく体制指針のもとで、市内の特別支援教育の体制強化を図る。 	発達支援課 教育研究所 保育幼稚園課 こども政策課 学校教育課
④言語指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○就園の5歳児を対象に、構音の改善やコミュニケーション能力を高めるために、グループまたは個別の指導を行う。 ○すこやかセンター改修後を視野に入れ、対象者や実施方法の見直しを行う。 	発達支援課
⑤関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園・幼稚園・こども園を対象に、専門的な知識を有する相談員が訪問相談を引き続き実施し、指導内容、支援方法に関する助言を行う。 ○障害のある乳幼児を保育園・幼稚園・こども園で受け入れ、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関等との連携を充実し、多方面からよりよい支援ができるように取り組む。 	発達支援課 保育幼稚園課
⑥保育施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある乳幼児が安全に安心して保育を受けられるよう、保育園・幼稚園・こども園・放課後児童クラブの施設・設備を引き続き充実させる。 	保育幼稚園課 こども政策課
⑦総合保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園・幼稚園・こども園における障害のある乳幼児の受け入れを推進するとともに、加配措置を審議する組織の運営を行い、適切な加配を推進する。 	保育幼稚園課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
⑧障害のある児童の受け入れ体制の充実	○看護師（保健師）や心理判定員、言語指導員、巡回相談員等専門職員の配置を検討する。	発達支援課 保育幼稚園課
⑨放課後等児童クラブへの障害のある児童の受け入れ	○放課後児童クラブにおいて、障害のある児童が利用できる機会が確保されるよう、加配職員を配置するなど、各運営者の協力のもと推進する。	こども政策課
⑩放課後デイサービスの充実	○障害のある児童それぞれのニーズや特性に応じた必要なサービスが提供できるよう、学校・計画相談事業所等と連携した取組を行う。 ○市自立支援協議会や発達支援部会等を通じ、サービスの質の向上を図る。 ○質の向上やきめ細かいサービスをめざし、県とも連携しながら取り組む。	障害福祉課
⑪教育相談の充実	○就学前から就学後まで、障害のある子どもにとって適切な就学や特別支援教育のあり方等に対する相談体制を充実する。 ○小・中学校の不登校の児童・生徒が社会的自立や学校復帰できるよう、相談体制を充実する。 ○学校における集団活動や学業等に不安を抱える児童・生徒、子育てに悩みのある保護者、教員に対する教育相談体制を充実する。 ○中学校別移行会議や高校訪問等を行い、義務教育終了後も支援が引き継がれる体制づくりを進める。 ○学校における集団活動や学業等に不安を抱える児童・生徒や子育て等に悩みのある保護者に対し、在籍校、関係機関と情報共有を行い、適切な教育相談を実施するとともに、児童・生徒の目標実現や自立に向けた支援を行えるよう教育相談体制を充実させる。 ○事例検討会を年間4回実施し、外部講師より指導を仰ぎ、関係職員の資質向上に努める。 ○「あゆっ子教室」等における保護者学習会やペアレントトレーニングの実施により、保護者支援に努める。 ○中学校別移行会議や高校訪問等で得た情報をもとに、関係部署との共有を図る。	発達支援課 教育研究所

施策項目	本プランにおける取組	担当課
⑫通級指導教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う。 ○保護者や在籍校園、関係諸機関（教育・医療・福祉等）との連携を深める。 ○地域の専門機関として、市や各校園の特別支援教育推進に関わる役割を引き続き担っていく。 	学校教育課
⑬子どもの障害の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費の自己負担分の助成を通じ、受診を容易にすることで、子どもの障害の早期発見・早期治療につなげる。 	国保年金課

（２）児童発達支援センターの機能の拡充

発達障害のある子どもは、対人関係やコミュニケーションに困難を感じている場合があるため、地域社会で自立した生活を送るためには発達障害に対する周囲の理解が必要です。

また、発達に関する早期の気づきと、適切な発達支援を図るために、きめ細かな医療と保育、療育、家庭の連携が重要です。

本市では引き続き、児童発達支援センターを中心に発達障害のある児童・生徒に対して、自立生活力を高めるための支援体制の整備・充実に取り組めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①障害のある人に対する発達支援システムの充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○「発達支援システム基本方針 2021」に基づき、「誰もが生涯にわたって社会の中で自分らしく生きるための支援」をめざすため、乳幼児期から青年期までの一貫した支援を行う。 ○「庁内推進会議」「早期支援体制検討会」「ケース集約会議」等を継続して開催し、市内の発達支援課題を共有するとともに、発達支援体制の充実を図る。 ○障害のある児（者）や保護者、その関係者が『相談支援ファイル』を有効に活用し、発達支援の充実が図れるよう、その作成を支援するとともに普及に努める。 	障害福祉課 発達支援課 すこやか生活課
②児童発達支援センターを中心とした児童発達支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「発達支援システム基本方針 2021」に基づき、市内の発達支援の中核を担う「児童発達支援センター」の機能強化に向けて、地域に根付いた支援に取り組む。 ○相談支援事業所「げけっと」を中心に、市内事業所との連携を深めるとともに、発達支援部会等を通じて、発達障害の支援スキルの普及を図る。 	発達支援課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
③保育・教育の場での支援	<ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育の場で、発達障害等のある児童・生徒の健全な発達が図られるよう配慮や支援を行う。 ○心理職による発達相談を実施し、発達特性を明らかにし、支援方法について助言するとともに、校園内での発達支援が充実するよう特別支援教育コーディネーター*が現場との調整を引き続き行う。 ○適切な教育的支援が行えるよう、基礎的環境整備や合理的配慮を行う。 ○放課後児童クラブとの連携を図り、発達支援の充実に努めるとともに、発達障害等障害のある児童の利用機会の確保を図る。 ○個別支援計画を活用し、特別支援が必要な児童・生徒への支援の充実を図る。 ○訪問相談等のアウトリーチ*型支援による、校園での発達支援スキルの向上を図る。 ○訪問相談等で現場へ出向き、児童の見立てや支援方法についてアドバイスを行い、現場にて活かせるよう取り組む。 	保育幼稚園課 学校教育課 発達支援課

(3) 学校教育・社会教育の充実

学校教育においては、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との相互理解のもと、「ともに学び、ともに育つ」という教育理念を基本に「インクルーシブ教育」をめざし、障害のある児童・生徒やその保護者の意向を尊重しながら、自らが希望する生活や進路を選択できるよう支援することが必要です。

また、障害のある児童・生徒が、学校教育から離れた後も、主体的に判断し行動できる能力を培えるよう、社会教育の場における学習支援や就労支援についても注力していく必要があります。

障害や発達の状況に応じ、児童・生徒一人ひとりの教育内容・指導方法等を充実させるとともに、障害のある児童・生徒の教育に適した環境整備に取り組みます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①障害のある児童・生徒に対する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市内小中学校に設置された校内委員会の協議のもと、特別支援教育コーディネーターが中心となって、各校の特別支援教育推進に努める。 ○保護者と学校が児童・生徒の情報や支援策を共有しながら、個別支援計画を作成し、支援の実践、評価、改善を行い、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図る。 ○学校を対象に、専門的な知識を有する相談員が訪問相談を引き続き実施し、指導内容、支援方法に関する助言を行い、支援の充実を図る。 ○個への支援の基盤となる学級づくりや授業改善に努める。 ○市内各小中学校に配置された「いきいき支援員*」が、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学校生活や学習活動を支援する。また、個別支援計画の活用により、支援員の支援領域や役割を明確にし、効果的な支援を行う。 ○インクルーシブ教育システムの構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもとない子どもがともに教育を受けられる場を大切にし、子どもたちのともに生きる力を育むことをめざして、小・中学校での特別支援学級の交流および共同学習の充実を図る。 ○特別支援学校（盲・ろう・養護学校）との連携の強化を図りながら、幅広い分野の専門的知識や技術を総合的に活用していく。 ○特別支援学校（盲・ろう・養護学校）に関わる研修会等において、児童・生徒への有効な指導・支援について助言を受け、医療や福祉等、発達支援に関する関係機関や特別支援学校との連携を図り、特別支援教育に関わる専門的知識や技術の向上に努める。 ○訪問相談等アウトリーチ型支援において、児童の見立てや支援方法のアドバイスを行う。 	発達支援課 学校教育課
②特別支援教育に対する地域の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域との関係を重視し、また地域ぐるみで正しい知識に基づいた特別支援教育ができるよう、関係機関と連携し、地域住民および保護者等に対して、学校便り等の媒体を活用した啓発活動を行う。 ○関係機関と連携し、学校行事等に地域住民の参加・協力を呼びかけ、障害のある児童・生徒との自然なふれあいを通して、相互理解を図る。 	学校教育課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
③教育相談・教育研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の特性等に応じた専門的な指導を行うため、教職員に対する訪問相談等を通じた指導方法に関する研修を充実する。 ○保護者や教員が必要な時に相談できる体制を整える。 ○教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、発達支援課、保育幼稚園課、学校教育課の3課が共同して研修会を企画運営する。 ○市特別支援教育推進全体会やコーディネーター部会、特別支援教育研修会への参加をはじめ、実践的な研修を行う。 ○教員に対し障害の特性に応じた専門的な内容(障害のある児童・生徒の心理、視覚障害のある児童・生徒のための点字、聴覚障害のある児童・生徒のための口話法・手話、病気の知識と理解等)の研修の充実を図る。 ○教員に対し、障害のある保護者や地域の方への理解と対応の研修の充実を図る。 ○訪問相談等で現場へ出向き、児童の見立てや支援方法についてアドバイスを行い、現場にて活かせるよう取り組む。(再掲) ○「せんせい応援プログラム」に基づき特別支援教育研修会等を計画的に開催する。 	発達支援課 学校教育課
④障害のある人への理解を促す教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な学習の時間等を活用し、市内の学校・園の児童・生徒に対し、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を実施し、障害のある人に対する正しい理解・認識と、思いやりの心を育む教育を推進する。 ○保護者に対しても、「手をつなぐえんぴつ販売*」等を通して特別支援学級への理解を推進する。 ○学校での福祉教育の成果を活かすため、市社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、実践の場としてのボランティア活動の機会・場の充実を図る。 ○それぞれの学校や園における保護者への理解啓発を進める取組とあわせ、市全体でも市広報紙等を活用した地域住民への積極的な啓発活動を推進する。 	学校教育課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
⑤生涯学習推進・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○守山市民ホール事業の「守山市民教養大学もりやま市民カレッジ」を引き続き開催し、地域における学習機会や場を確保する。 ○生涯学習情報誌「まなびのひとこえ」や、市ホームページ等を活用して積極的に情報を発信する。 ○各地区公民館等における地域教育学級や公民館講座を継続して開催する。 ○市の主催事業については、障害のある人の参加が可能になるよう、配慮を行う。 	社会教育・文化振興課
⑥学習内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育、生涯学習の場に障害の理解等の内容を積極的に取り入れる。 ○人権学習会や地域教育学級、公民館講座等において、障害に関する内容を充実していくために、ニーズとの整合を図りながら、周知・啓発を行う。 	社会教育・文化振興課

(4) 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療ケアを必要とする障害のある児童への支援にあたっては、個々の特性や状態に応じた支援体制の構築が重要であることから、地域の医療機関との連携を強化し、適切なサポートが行えるよう定期的な情報共有や連絡体制に取り組み、地域ネットワークの構築に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①医療的ケアを必要とする障害のある児童への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアが必要な児童・生徒が、医療・福祉・保育・教育等の場面で適切な支援を受けることができるよう、医療的ケア児コーディネーターを配置し、関係機関と協議・連携し、取組を検討する。 ○医療的ケアが必要な児童・生徒の通学について、支援体制の充実を引き続き県に要望するとともに地域の学校で学ぶ児童・生徒の通学支援についても調査・研究を行う。 	障害福祉課 学校教育課

(5) 強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒の実態把握と適切な支援体制の構築

強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒が、地域の支えのもとで健やかな成長を叶えられるよう、個々の実態把握を行うとともに、発達支援保育や教育相談等支援の基盤を充実させ、個別支援や適切な支援体制の構築を図ります。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①個別支援の必要な重い障害のある児童・生徒への支援策のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒が、安全・安心に外出し、余暇を楽しめるように行動援護の周知・給付を行う。 ○強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒への支援策について、学校・基幹相談支援センター等をはじめとする関係機関で検討を行う。 	障害福祉課
②個別支援計画を活用した適切な支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の重度・重複化や障害の状態の多様化に対応するため、障害のある児童・生徒の実態に応じた個別支援計画を作成し、計画に基づき、障害のある児童・生徒の保育、教育を推進する。 	保育幼稚園課 学校教育課 発達支援課

5 求められる支援に寄り添うために ～個々の特性に応じた支援の場の提供～

施策の方針

障害のある人が住み慣れた地域で生活していくためには、福祉サービスの充実や日中の居場所づくりが必要です。住み慣れた地域で、必要とする適切な支援が受けられるよう、医療や保健、福祉の関係機関等が連携した提供体制の構築等、地域包括ケアシステムの充実を推進することが重要です。

また、生活介護等の日中活動の場やグループホーム等の住まいの場の拡充が求められており、関係機関との連携を図るとともに、障害のある人の特性に応じた支援体制の充実に努めます。

■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業利用者数	障害福祉課	238人	248人	258人	270人

指標	担当課	市内施設数	目標値
		令和5年度	令和8年度
市内グループホーム数	障害福祉課	10か所	13か所
市内生活介護事業所数	障害福祉課	10か所	12か所

具体的な対応策

(1) 重い障害のある人の日中活動の場・住まいの場等の整備促進

障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活の基盤となる住まいの場の整備や日中活動を行う場の更なる確保が重要となります。強度行動障害・重症心身障害児(者)等の重い障害のある人にも対応できるグループホームの整備に対する支援が必要です。また、重症心身障害児(者)等の日中活動の場の確保に対する支援について、湖南圏域で連携した取組を推進します。

重症心身障害児(者)や医療的ケアが必要な障害のある人への支援については、医療や福祉等関係機関のネットワークの連携を密にすることで、支援の質の向上に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①グループホームの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が身近な地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームの整備に対して、湖南圏域で連携を図る中、積極的な支援を行う。 ○国・県の補助制度を活用し、グループホームの新設および改修等を促進する。 ○県単独の重度障害者対象のグループホーム創設補助制度の活用周知と補助事業の継続を引き続き県に強く要望していく。 	障害福祉課
②重い障害のある人に対応するグループホームへの運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ○重い障害のある人にも対応できる在宅での生活の場を拡充するため、県および湖南圏域において情報共有と意見交換を行い、人材確保等を含めた支援について検討を行う。 ○医療的ケアが必要な人や行動障害等により、個別支援が必要な重い障害のある人等に対応するため、事業所に対する運営費加算や人的加配を検討する。 	障害福祉課
③障害者支援施設における施設入所支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援施設において、生活介護、自立訓練等の日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介助等、安定した日常生活が送れるよう、継続して支援を行う。 	障害福祉課
④重い障害のある人の日中活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○湖南圏域4市が連携して日中活動の場の必要度についての調査を継続し、必要量を確保できるよう環境整備の促進を図る。また、障害福祉サービス等の支援策についても合わせて促進を図っていく。 ○湖南圏域での新しい重症心身障害者通所施設について、調査等を開始するなど、湖南圏域4市で設置に向けて検討する。 	障害福祉課

(2) 特性に応じた過ごしの際の拡充

障害のある人の特性やニーズに応じた居場所づくりを促進するため、市内公共施設の活用や関係機関との連携を図り、障害のある人やその家族が集える居場所づくりに努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①障害のある人の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○市内公共施設等を活用し、障害のある人が憩うことのできる居場所づくりを推進する。 ○障害のある人の家族が参画する福祉団体への支援を通じて、家族間の交流や居場所づくりを促進し、当事者家族への支援の充実を図る。 ○サロンの継続と充実を図るため、ボランティア等の人材確保や育成に取り組む。 	障害福祉課
②強度行動障害のある人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○強度行動障害のある人に対するきめ細かな支援を確保するため、重度障害者等包括支援事業（強度行動障害者通所特別支援事業）を継続実施しながら、今後の制度の方向性について、事業所や支援者と意見交換をし、見直し・拡充を図っていく。 ○引き続き、湖南地域行動障害者支援ネット等において、行動障害のある人に対する支援の検討等を行い、支援体制の構築を図っていく。 ○強度行動障害のある人の受け入れ先確保の促進のため、独自の補助制度に基づく事業所の運営支援に取り組む。 	障害福祉課

（3）様々な障害に対応できる日中一時支援事業の充実

重い障害のある人やその家族を支援するため、関係機関や専門家等との連携のもと、個々の障害に対応した日中一時支援事業の充実を図ります。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①医療的ケアを必要とする障害のある人を対象とした日中一時支援事業所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアに対応できる日中一時支援事業の充実に向けて、受け入れが促進される環境整備や加算制度について調査研究を行う。 ○医療的ケアを必要とする人の日中一時支援事業所の充実に向けて取り組む。 	障害福祉課
②強度行動障害等の重い障害のある人を対象とした日中一時支援事業所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○強度行動障害等の重い障害のある人に対応できる日中一時支援事業の充実に向けて、受け入れが促進される環境整備や加算制度について調査研究を行う。 ○強度行動障害等の重い障害のある人の日中一時支援事業所の充実に向けて取り組む。 	障害福祉課

6 安全・安心なまちづくりのために ～生活環境・災害・緊急時の支援体制の構築～

施策の方針

年齢、性別、障害や疾病の有無に関係なく、すべての人が社会参加し、地域で充実した生活を送るためには、公共施設のバリアフリー化をはじめユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進と、移動・交通手段の確保や快適な環境整備が必要です。

また、近年の大規模災害や感染症の拡大において、災害時や緊急時の情報伝達や避難体制が極めて重要であることから、障害のある人へ適切にわかりやすく情報を伝達する仕組みづくりや、避難行動要支援者名簿等に基づく避難支援体制の整備、また感染症の感染拡大防止に向けた個々の取組等が重要となります。本人を取り巻く関係者と連携を図りながら、一人ひとりの特性に応じた個別避難計画の策定を進めていきます。

さらに、防災訓練等を通じて、災害時における課題を明らかにし、避難時に必要な設備や資材、支援について検討、対策を講じる必要があります。

今後も、障害のある人を含むすべての市民にとってやさしいまちづくりの推進に取り組みます。

■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉避難所の設置にかかる協定を結んだ社会福祉法人等数	危機管理課 健康福祉 政策課	9か所	前年度以上	前年度以上	前年度以上
障害福祉事業所によるBCP策定率	障害福祉課	-	100%	100%	100%

具体的な対応策

(1) ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備

障害のある人や高齢者のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、年齢、性別、障害の有無に関係なく、すべての人にやさしいまちづくりをめざす「ユニバーサルデザイン」が社会全体に定着しつつあります。

また、少子高齢化の進展を背景に、誰もが安心して住み慣れた地域で生活が継続できるよう、福祉や保健・医療の分野だけではなく、道路、都市計画、住宅、交通政策等の関係部門のより一層連携した取組が必要となっています。

安全・安心なまちづくりのために、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰もが安心して暮らすことができる、人にやさしいまちづくりを一層推進します。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
<p>①ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の新設にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえるとともに、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例*」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」等に基づいた施設整備を行う。 ○施設の整備にあたっては、利用形態、利用者等を把握したうえで、多目的トイレ、オストメイトトイレ*の整備や障害のある人等の駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設置等を推進する。 ○歩道の段差解消、透水性舗装の整備、点字ブロック整備、交差点改良等を推進する。 ○当事者の意見を取り入れ、公安委員会・警察と連携し、音響式信号機の改良・整備、青時間延長等の信号機の調整や機能の高度化、効果的な交通規制等により、障害のある人や高齢者にやさしい生活環境の整備を進める。 ○通行の支障となる放置自転車の撤去や路上違法駐車、特に横断歩道や視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車について、必要に応じて警察に指導・取締の強化を要請する。 ○ユニバーサルデザインアドバイザーの存在や活用方法の周知等、日頃から高齢者、障害のある人等、地域住民とコミュニケーションを図る「こころのユニバーサルデザイン」を広く進めていく。 ○引き続き、交通弱者の安全を目的とした交通規制要望を、県公安委員会に対して積極的に働きかける。 ○駅前周辺における放置自転車について、見回り活動および撤去を継続して行う。 	<p>道路河川課 健康福祉政策課 危機管理課</p>

施策項目	本プランにおける取組	担当課
②住環境改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○居室内での移動に支障がある場合や転倒骨折による障害発生を予防するため、居室等の段差を解消するなど、バリアフリー化を促進する。 ○市営住宅の改修・整備において、「バリアフリー新法」および「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」ならびに、「市営住宅長寿命化計画」に基づき、住宅内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取り付け等のバリアフリー化を進め、障害のある人が安心して生活できる住環境の実現を図る。 ○手帳交付時等に日常生活用具給付等事業や住宅改造費助成事業等の周知を行うとともに、対象者からの申請については、適切な給付を行う。 	障害福祉課 建築課
③「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」等の周知・指導	<ul style="list-style-type: none"> ○公共・民間施設の整備にあたっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「バリアフリー新法」等に基づいて、障害のある人等に配慮した施設整備を行うよう指導、助言する。 ○障害のある人の施設の優先利用（駐車スペース等）への配慮について、市民マナーの向上をめざし、啓発活動を行う。 ○障害者手帳交付時等において、県の実施する「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」についての周知・啓発に努める。 	障害福祉課 建築課

(2) 災害等、緊急時の支援の充実

災害の発生時、または発生の恐れがある場合に、障害のある人に対して適切に情報を伝達する仕組みづくりを推進するとともに、地域の自治会や民生委員・児童委員の協力のもとに避難支援や安否確認を行うための体制づくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活や福祉サービスの利用等に大きな影響が出たことから、感染症拡大等を想定した緊急時の対応が重要となります。

避難所においては、障害のある人が障害の特性に応じた支援を受けることで、安心して避難生活を送れるよう、福祉避難室の設置や福祉避難所の設備の充実、施設の耐震化、避難所における理解推進に努めます。また、国内の災害の現状を踏まえ、課題を含めて検証し、防災計画に取り入れ見直しを図ります。個別避難計画については、かかりつけ医等、本人を取り巻く関係者と連携を図りながら、一人ひとりの特性に応じた策定を進めていきます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①防災・防犯・感染症対策に対する意識の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の生命や身体を災害から守るため、避難行動要支援者支援制度の更なる周知に努め、地域における避難支援等体制づくりを促進する。 ○「わ」で輝く自治会応援報償事業により、住民の防犯・防災意識の向上に資する自治会の取組を促進する。 ○障害のある人をはじめ住民がより安全で確実な予防、応急、復旧対策が推進できるよう、滋賀県地域防災計画等を踏まえ、守山市地域防災計画を必要に応じ見直す。 ○地域住民すべてに防災・防犯の意識啓発を図る。 ○感染症等の流行による事業所の閉所等によって、障害のある人への支援が途切れることのないように、県担当課や草津保健所、事業所等と情報共有等、連携を行う。 	障害福祉課 危機管理課 市民協働課 健康福祉政策課
②防災訓練への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の地域防災訓練への参加を促すことで、障害のある人と地域住民の相互理解を深めるとともに、自治組織（自治会等）に対し、防災訓練等の際には、障害のある人の参加が可能となるよう配慮を求めするなどにより、「自助」「共助」の推進を図る。 ○自主防災組織*の研修等により、基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう指導を行い、地域防災力の向上を図る。 	障害福祉課 危機管理課 健康福祉政策課
③避難誘導體制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○各種障害者手帳の交付時等において、避難行動要支援者名簿や民生委員・児童委員への障害情報提供についての更なる周知を行う。 ○障害のある人に対し、災害時に適切な情報を迅速に提供できるよう、自主防災組織や地域ボランティアが協力して、障害のある人に適した情報伝達訓練を行うための支援をする。 ○地域の自主防災組織や地域ボランティアと連携して、平常時から避難誘導體制を確立するなど、災害時に有効となる避難支援等の体制づくりを推進する。 	障害福祉課 危機管理課 健康福祉政策課

施策項目	本プランにおける取組	担当課
④福祉避難室の設置および福祉避難所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害等における避難所生活において自主防災組織と連携し、感染症対策等に配慮する中、高齢者、障害のある人等の配慮を必要とする方のためのスペース（福祉避難室）を設置する。 ○市内の社会福祉法人等に避難行動要支援者が安心して過ごすことができる福祉避難所の設置について働きかけを行う。また、福祉避難所の運用の充実について関係機関と協議を進める。 	障害福祉課 危機管理課 健康福祉政策課
⑤緊急時の情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の予知および災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、障害のある人が安心して生活できる環境づくりに取り組む。 ○情報通信機器を活用する等通報体制の強化に取り組む。特に、聴覚障害のある人への緊急情報のメール・ファックス配信に取り組み、障害のある人の緊急時の避難等が迅速に行えるよう努める。 ○「全国瞬時警報システム（Jアラート）」等の情報を活用し、気象情報や地震情報のメール配信を実施するなど、緊急時の迅速な情報配信に取り組む。 	障害福祉課 危機管理課

(3) 移動・交通手段の充実

障害のある人等の生活支援と積極的な社会参加を促進するため、関係機関の協力・連携のもと、障害のある人等の利用に配慮した移動・交通手段の充実に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①移動手段の拡充	<p>○令和2年3月に策定した「守山市地域公共交通網形成方針」に基づき、地域住民・交通事業者・関係団体および行政機関で合意形成を図りつつ、公共交通の充実に向けた新たな交通システムを構築する。</p> <p>○既存公共交通の充実を基本とし、特に既存バス路線の確保と維持、利用環境の改善・利便性の向上に取り組む。</p> <p>○路線バスを補完する移動手段として運行する「もーりーカー」について、目的地・乗降地の追加等利便性向上のための制度改善に努めるとともに、関係団体等市民への周知を行う。</p> <p>○「高齢者おでかけパス」と「スーパー学割バス定期券」の販売を継続する。</p>	都市計画・交通政策課
②タクシー運賃・自動車燃料費の助成	<p>○守山市心身障害者社会参加促進助成事業に基づき、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人に対し、タクシー助成券（もしくは燃料費助成券）を引き続き支給し、障害のある人の社会参加等の促進を図る。</p>	障害福祉課
③移動支援事業の推進	<p>○重度の障害のため、単独で外出することが困難な障害のある人（児童）に対し、個別のニーズに応え、柔軟に対応できるよう努める。</p>	障害福祉課
④行動援護の推進	<p>○強度行動障害等により行動上著しい困難を有し常時介護が必要な人が安心して外出できるよう支援する。</p>	障害福祉課
⑤同行援護サービスの実施	<p>○重度の視覚障害のある人の移動支援について、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象として積極的に支援する。</p>	障害福祉課
⑥交通安全対策の充実	<p>○地域住民、警察、行政、各種団体、企業等が連携して、市民の交通安全の取組を協働で推進する。</p> <p>○「わ」で輝く自治会応援報償事業を活用して、自治会による交通安全に関する取組を支援する。</p> <p>○交通事故防止のため、危険性・迷惑性の高い違反行為に対し、交通指導・取締の強化を要請する。</p>	障害福祉課 市民協働課 危機管理課

(4) 消費者保護の推進

障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等の地域の多様な機関が連携し、障害のある人の消費者トラブルの未然防止に努めるとともに、万一、被害にあった場合の救済支援に取り組みます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①消費者保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活センターを中心に、障害者団体、市社会福祉協議会等福祉関係団体、企業（当事者の勤務先）、警察、地域との連携のもと、障害のある人の消費者トラブルの未然防止および早期発見に取り組む。 ○消費者トラブルの防止および障害のある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障害のある人およびその支援者のための研修実施の促進に取り組む。 ○被害を受けた場合には、消費生活相談員をはじめとする関係者および警察、専門家（弁護士等）を交え、被害を受けた障害のある人の被害回復に向けた支援体制の整備を図る。 	障害福祉課 生活相談支援課

7 必要な支援・サービスが円滑に提供されるために ～人材確保・育成の推進～

施策の方針

全国的に福祉職場における人材不足が深刻な課題となっており、十分なサービス提供のために、人材の確保と育成が極めて重要となっています。引き続き、高校・大学等からの就職等を増加させるため、事業所や関係機関との連携を強化しながら福祉人材の確保を図ります。

また、障害のある人が地域において自分らしい生活を継続できるよう、適切なサービス提供に向けた人材の確保・育成、サービスの質の向上、事業所等との連携強化に努めます。

■基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談と地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	障害福祉課	40回	60回	90回	135回
手話講習会・要約筆記者養成講習会の修了者数	障害福祉課	10人	10人	20人	20人
障害福祉サービス事業所（グループホーム・入所施設）職員充足率	障害福祉課	-	100%	100%	100%

具体的な対応策

（1）質の高い福祉サービスの充実・提供

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、必要な時に適切な福祉サービスを受けられる環境であることが重要です。障害のある人の高齢化等による障害の重度化・重複化が進む中、地域生活を継続していくためには、障害のある人の生活状況や障害・疾病の状態やニーズに応じた、適切なサービス提供や相談体制の強化が引き続き重要となります。それらに対応するためにも、障害のある人の特性に応じた質の高い福祉サービスの充実に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①サービスの質の向上	○障害福祉サービス費の請求について、国保連合会と連携しながら、エラーチェック等を行い、必要に応じて事業所へ内容確認等を行うことで、適切なサービス給付に努める。	障害福祉課
②障害福祉サービスの適切な給付	○障害福祉サービスの支給決定にあたっては、本人および事業所等と情報共有を行いながら、ニーズに合った適切な支給に努める。 ○障害福祉サービスの利用や利用に伴う請求事務等については、事業所等との連絡を密にとり、適切な処理が行われるよう努める。	障害福祉課
③個々の障害特性等に 応じた必要な支援策 の検討	○障害特性に応じた支援策を検討し、自立支援給付事業や地域生活支援事業等を充実させ、必要なサービスの開発に努める。 ○ケース会議や計画相談事業所との連絡会等において、サービスの支給決定について検討し、本人のニーズに合ったサービスの提供に努める。	障害福祉課
④関係機関と連携した 情報共有の促進	○事業所や県および県内の市町と密に連携し、情報共有を行いながら適切な障害福祉サービス等の提供に努める。	障害福祉課
⑤各種年金・手当の支給	○障害のある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当等の各種手当の適正な支給に努める。 ○各種の手当等について、市広報・パンフレット・障害福祉のしおり等により周知するとともに、障害者手帳交付時等にも適切に案内を行う。 ○障害基礎年金（国民年金）について、関係課の連携を強化し、相談・手続きの案内・広報等による周知を行い、適切な障害基礎年金の受給を促す。 ○ひとり親家庭または父または母に重度障害がある家庭に対し、児童扶養手当の支給を行うとともに、手当制度について周知を図る。	障害福祉課 こども家庭 相談課 国保年金課

(2) 福祉人材の確保・育成

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、専門性の高い福祉人材の確保が欠かせません。障害に関する専門知識やスキルを持つ福祉人材を育成するため、大学や専門機関と連携し、より包括的な支援を提供するとともに、既存の福祉人材に対しても、障害者支援に特化した研修プログラムを提供するなど、専門性の高い人材の確保に努めます。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①大学等との連携による福祉分野への人材確保の推進	○大学等との連携を図り、福祉分野の魅力の発信や職場体験等を通じて、福祉分野への人材確保を図る。 ○大学生等に対して、福祉人材バンクへの登録を促す。 ○湖南圏域での連携による施策の検討や市独自による支援策の検討を行う。	障害福祉課
②県主催の各種研修会等への参加促進	○県主催の人材育成研修会等に参加できるよう支援策を講ずるなどの取組により、福祉人材の育成を図る。	障害福祉課

(3) 事業所等との情報共有等、連携の強化

障害のある人の重度化や高齢化、親亡き後に備え、当事者やその家族の不安の解消や、地域生活の基盤を確保するためのサービス提供体制の整備が重要であることから、障害のある人の生活全体を把握し、サービスの調整等を行う計画相談の利用促進や事業所等との連携を、より密にしていく必要があります。

施策項目	本プランにおける取組	担当課
①事業所との情報共有の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会相談支援部会において、情報の共有や意見交換を実施するなどにより、サービス等利用計画の質を高める。 ○求職者と事業所の双方に、福祉人材センターや福祉人材バンク等の紹介と活用を促すなどにより、障害福祉に関するサービスに従事する者の人材確保を促進する。 	障害福祉課
②ケアマネジメント体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人のケアマネジメント*が適切かつ円滑に行えるよう、計画相談支援の推進を図る。 ○計画相談事業所の連絡会や研修会を定期開催し、事業者間の課題共有および連携強化、相談員の資質向上を図る。 ○「指定特定相談支援事業所*」における計画相談支援が安定的に実施されるよう、事業所に対する支援を引き続き行う。 	障害福祉課
③働き・暮らし応援センター等関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○「湖南地域働き・暮らし応援センター」や「滋賀障害者職業センター」、「滋賀障害者雇用支援センター」等を中心とした関係機関との連携強化を図り、障害のある人の就労支援や、就労定着に向けた取組を進める。 	障害福祉課 商工観光課

第5章 障害福祉計画および障害児福祉計画の推進

1 計画の視点

(1) 障害のある人の社会参加を支える取組

障害の相互理解や交流機会の創出等に向けて、障害のある人が文化芸術の鑑賞や創造、就労等の多様な活動に参加できる機会を提供するとともに、地域における社会参加の促進を図ります。

(2) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービスや障害児福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(3) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一体的な障害福祉サービスの実施

障害者手帳所持者をはじめ、難病患者、障害のある子ども等が身近な地域で一体的な障害福祉サービスを受けることができるよう、県や関係機関の支援等を通じて、サービスの充実に努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向けて、市民が主体的に地域づくりに取り組む仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等にかかる取組を推進します。また、専門的な支援を必要とする人に対して、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築に努めます。

(5) 入所等から地域生活への移行を望む人への、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、施設入所者等の地域への移行を図るため、地域生活における支援の充実に努めます。

(6) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害種別に関わらず、療育等の必要な支援を行う障害児通所支援をはじめ、障害児入所支援、障害児相談支援の充実に努めます。また、障害のある子どものライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(7) 障害福祉人材の確保

将来的に、安定した障害福祉サービスの提供と、障害福祉に関する多様な事業を実施していくために、研修の実施や多職種間の連携の推進等人材育成や提供体制の確保に努めます。

2 障害福祉サービスの見込量等

障害福祉計画および障害児福祉計画の策定にあたり、計画期間における各年度の障害福祉サービスおよび障害児福祉サービスの見込み、およびその見込量の確保方策を定めます。

なお、見込量は、本市における令和3年度から令和5年度までの各障害福祉サービス等の利用実績（見込）をもとに、各年度の増減率やニーズを勘案しつつ、サービスごとに令和6年度から令和8年度までの見込量を推計しました。

国が示す見込量算出の考え方

- 障害のある人のニーズの把握については、国が作成した「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」等を参考に、現在の障害福祉サービス利用者に加え、今後新たに見込まれる利用予定者や障害福祉サービス未利用者の実情等、潜在的なニーズの把握に努めること。
- 障害福祉サービス量を見込むにあたっては、国の基本指針におけるサービス量の見込み方を踏まえながら、各サービスの月間の実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算することを基本とする。
- 実利用見込者数は、現在のサービス利用者に加えて、今後新たに見込まれる利用予定者を把握し、市町村において適切に設定すること。

本市独自の見込量算出の考え方

- 見込量を算出する際、国では「各サービスの月間の実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算する」としているが、本市では、ニーズの高まりにも対応できる体制を整備するため、「各サービスの月間の実利用見込者数に、1人当たり月利用実績の最大値を乗じた数量をサービス見込量として積算する」こととして見込量を算出している。

3 障害福祉サービスの充実

(1) 訪問系サービス

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	176	183	191	199
	時間/年	33,666	36,320	38,100	39,968
重度訪問介護	人/月	8	8	9	10
	時間/年	11,262	13,777	16,292	18,807
行動援護	人/月	30	32	34	36
	時間/年	8,316	9,425	10,534	11,642
同行援護	人/月	14	14	15	16
	時間/年	2,655	3,222	3,911	4,747
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0
	時間/年	0	0	0	0

② 見込量確保の方策および今後の方向性

前期計画期間では居宅介護、重度訪問介護、行動援護における利用時間の実績値は増加傾向にあり、利用者1人当たりの利用時間は長くなっています。引き続きサービスの利用増加が予測されることから、見込量としては増加としています。

同行援護については、前期計画期間の利用実績は微増ではあるものの、視覚障害のある人の割合は一定数いることから、見込量としては増加としています。

重度障害者等包括支援については、前期計画期間の利用実績がなかったため、本プランでの見込量の設定は0としています。利用の希望があった際には、圏域および県との連携により、利用体制の確保に努めます。

(2) 短期入所（ショートステイ）

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	人/月	52	58	59	60
短期入所(医療型)	人/月	28	33	38	43

② 見込量確保の方策および今後の方向性

短期入所（福祉型）においては、手帳所持者数が増加傾向にあります。また、当事者団体アンケートにおいても短期入所施設の整備が求められており、ニーズが高まっていることから、見込量としては増加としています。

短期入所（医療型）においては、市内の重症心身障害児（者）は増加傾向にあり、今後はニーズが高まることが予測されます。また、「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」による医療的ケア児への支援体制の整備等の促進を図る必要があることから、見込量としては増加としています。

(3) 日中活動系サービス

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	177	186	195	204
	人日/年	36,171	38,010	39,849	41,689
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	3	3	3
	人日/年	0	291	291	291
自立訓練（生活訓練）	人/月	6	6	6	6
	人日/年	573	900	900	900
宿泊型自立訓練	人/月	2	2	2	2
	人日/年	237	579	579	579
就労移行支援	人/月	28	29	30	31
	人日/年	2,541	2,632	2,726	2,824

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人／月	42	45	49	53
	人日／年	8,439	9,042	9,846	10,649
就労継続支援（B型）	人／月	224	229	234	239
	人日／年	40,821	41,781	42,510	43,963
就労定着支援	人／月	7	11	11	11

② 見込量確保の方策および今後の方向性

生活介護における前期計画期間の利用実績は増加傾向にあるなか、当事者団体・事業所アンケートにおいては重い障害のある人への支援の充実が求められており、一定のニーズがあることから、見込量としては増加としています。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・宿泊型自立訓練における前期計画期間の利用実績は減少や横ばいで推移していることから、見込量としては横ばいとしています。

就労系のサービスでは、一般就労が困難な方への訓練や支援等を行う就労継続支援（A・B型）においては、前期計画期間の延べ利用日数の実績値は増加傾向にあり、事業所アンケートにおいては就労機会の充実が求められていることから、見込量としては増加としています。一方で、一般就労に関わる支援を行う就労移行支援においては、延べ利用日数の実績値は横ばいで推移、就労定着支援においては、実績値が減少傾向にあります。しかし、物価高、円安等景気の下振れリスクも無視できないなか、有効求人倍率の水準の高さ等の雇用情勢を考慮し、見込量としては増加としています。

令和7年10月から新事業となる「就労選択支援」については、障害のある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。

(4) 療養介護

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	12	13	14	15

② 見込量確保の方策および今後の方向性

療養介護における前期計画期間の利用実績は微増で推移しており、引き続きサービス利用が予測されることから、見込量としては横ばいとしています。また、重症心身障害児施設であるびわこ学園医療福祉センター草津、医療福祉センター野洲、紫香楽病院に入所している18歳以上の人も療養介護の対象者に含まれており、見込量としては1人ずつ増加と見込んでいます。

(5) 居住系サービス

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	99	109	121	134
施設入所支援	人/月	32	33	35	37
自立生活援助	人/月	0	1	1	1

② 見込量確保の方策および今後の方向性

手帳所持者数は年々増加傾向にあり、今後も一定のサービス利用が予測されます。共同生活援助における前期計画期間の利用実績は増加、また、当事者団体・事業所アンケートにおいてはグループホームの拡充や、重い障害のある人の受け入れ可能な施設の整備が求められていることから、見込量としては増加としています。

施設入所者数は地域のニーズを踏まえ微増としていますが、入所施設からの地域移行者数1名も見込んだ上での見込量としています。

(6) 相談支援

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	443	472	503	536
地域移行支援	人/月	0	2	2	2
地域定着支援	人/月	1	2	2	2

② 見込量確保の方策および今後の方向性

計画相談支援における前期計画期間の利用実績は微増で推移しているものの、当事者団体・事業所アンケートにおいては計画相談支援の拡充が求められていることから、見込量としては増加としています。計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言等により計画相談の質の向上を図っていきます。

地域移行支援および地域定着支援については、前期計画期間ではわずかな利用実績となっており、見込量としては横ばいとしているものの、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊等の地域生活における支援を充実させるとともに、長期入院等からの施設入所者の地域への移行を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 相談支援事業

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業 (基幹相談・一般相談)	か所	2	2	2	2

② 見込量確保の方策および今後の方向性

相談支援事業については、現在、基幹相談支援と一般相談支援を計2か所で実施しています。アンケート結果からも相談の質の向上や家族も含めた包括的な相談を望む声が多いことから、基幹相談支援センターによる地域の相談支援の質の向上を図り、引き続き包括的な相談に対応できるよう、現状の体制の強化を図ることを前提に、引き続き2か所で実施します。

(2) 成年後見制度利用支援事業・利用促進事業

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用 支援事業 (報酬・申立て助成)	人/年	9	14	18	24
成年後見制度利用 促進事業 (相談事業)	人/年	20	30	42	55

② 見込量確保の方策および今後の方向性

療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、また、「成年後見センターもだま」を通じた成年後見制度の周知・啓発を強化していくこと、および、今後の成年後見制度に関する相談や利用の増加が予想されるため、見込量としては増加としています。

(3) 意思疎通支援事業

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	件/年	559	628	705	792
	人/年	1	1	1	1
手話通訳者派遣	件/年	558	627	704	791
要約筆記者派遣	件/年	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1

② 見込量確保の方策および今後の方向性

意思疎通支援事業は、前期計画期間における計画値を上回る状況で推移しています。医療受診通訳等のニーズも増していることから、今後もサービス利用の増加が予想されるため、見込量としては増加としています。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	40	40

② 見込量確保の方策および今後の方向性

手話奉仕員養成研修事業については、令和2年度より本市単独での事業を展開し、定員20人の講座を開講してきましたが、手話通訳者派遣件数が大幅に増加しており、手話通訳者の養成が急務となっています。そのため、見込量は、講座の開催回数を増やすなど、増加としています。

(5) 日常生活用具給付等事業

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	6	7	8	9
自立生活支援用具	件/年	9	18	18	18
在宅療養等支援用具	件/年	36	39	44	49
情報・意思疎通支援用具	件/年	60	63	66	69
排せつ管理支援用具	件/年	1,896	1,945	2,087	2,138
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1	1

② 見込量確保の方策および今後の方向性

重い障害のある人は一定数いることを踏まえ、介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具については、見込量としては増加としています。

身体障害者手帳を所持している人のうち、内部障害のある人が増加傾向で推移しています。また、全国的にも直腸がんや潰瘍性大腸炎、クローン病の患者数が増加傾向にあることから、排せつ管理支援用具（ストーマ等）についての見込量としては増加としています。

自立生活支援用具と居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、引き続き一定の利用があることを想定し、見込量としては横ばいとしています。

(6) 移動支援事業

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	116	134	139	145
	時間/年	9,080	9,453	9,841	10,245

② 見込量確保の方策および今後の方向性

療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。また、個別支援やグループ支援等のニーズも高くなってきていることから、見込量としては増加としています。

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型・Ⅱ型）	件／年	1,746	1,862	1,986	2,118

② 見込量確保の方策および今後の方向性

コロナ禍ではⅡ型事業およびⅠ型のサロン事業利用件数が減ったものの、Ⅰ型の事業である相談の延べ件数が増加傾向で推移してきており、事業の対象となる精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しているため、見込量としては増加としています。

(8) 日中一時支援事業

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	件／年	6,811	7,735	8,784	9,976

② 見込量確保の方策および今後の方向性

障害者手帳所持者数の増加に加え、アンケートにおいて、様々な障害やニーズにあった支援を提供する日中一時支援事業の充実を求める声があり、ニーズが伺えることから、見込量としては増加としています。

(9) 社会参加促進事業

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
文化芸術活動振興事業	人/年	500	527	556	586
点字・声の広報等発行事業	人/年	264	268	268	268

② 見込量確保の方策および今後の方向性

文化芸術活動振興事業については、「交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進」を施策として掲げ、今後も「もりやまふれあいフェア」の継続を予定していることから、見込量としては増加としています。

点字・声の広報等発行事業については、視覚障害のある人や当事業の利用者数が横ばいで推移していることから、見込量としては横ばいとしています。

(10) 入浴サービス事業

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入浴サービス事業	人日/年	1,005	1,069	1,137	1,209

② 見込量確保の方策および今後の方向性

在宅において入浴することが困難な身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るための入浴サービス事業は、人工呼吸器を装着されている医療的ケア児者が増加していることもあり、見込量としては増加としています。

5 障害のある子どもを対象としたサービスの充実

(1) 児童発達支援

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	60	62	63	64
	人日/年	2,517	2,817	3,071	3,348
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0
	人日/年	0	0	0	0

② 見込量確保の方策および今後の方向性

児童発達支援における、前期計画期間の実績値は微増で推移しており、引き続きサービスの利用が一定数あることが予測されるものの、子どもの数が減少していることを鑑みて、見込量としては年間1人ずつの増加としています。

また、児童発達支援については、令和6年度から医療型児童発達支援が統合されるため、それを踏まえた見込み量を設定しています。

居宅訪問型児童発達支援については、利用実績がないため、見込量としては横ばいとしています。

(2) 放課後等デイサービス

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人/月	327	359	394	432
	人日/年	44,730	50,261	55,161	60,481

② 見込量確保の方策および今後の方向性

市内の年少人口は減少傾向にあるものの、特別支援学級に通う児童・生徒数は、令和2年度(340人)と比較し令和5年度(374人)では増加しており、18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、引き続きサービスの利用増加が予測されます。また、市内および湖南圏域における放課後等デイサービスの事業所数は充実していることから、見込量としては増加としています。

(3) 保育所等訪問支援

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人/月	12	13	14	15
	人日/年	76	104	112	120

② 見込量確保の方策および今後の方向性

保育所等訪問支援における前期計画期間の利用実績は微増で推移しています。また、最近では、学校への訪問支援が増加してきていることから、引き続きニーズがあると見込み、見込量としては微増としています。また、実施している保育所等訪問支援を引き続き継続するとともに、支援を必要とする乳幼児の療育・児童の支援を促進します。

(4) 障害児相談支援

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/年	202	232	262	292

② 見込量確保の方策および今後の方向性

市内の年少人口は減少傾向にあるものの、障害児相談支援における前期計画期間の利用実績は増加傾向にあります。また、放課後等デイサービスの利用増加に伴う利用実績の増加や、当事者アンケートにおいても相談支援の拡充が求められていることから、見込量としては増加としています。

(5) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

① 実績と見込み

項目	単位	実績値	見込量		
		令和5年度 (推計)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	1	1	1

② 見込量確保の方策および今後の方向性

コーディネーターの配置は、年々増加している医療的ケア児等が安心して地域生活を送るためにも不可欠です。福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有したコーディネーターを配置し、一人ひとりの医療的ケア児等を支援するためにも、市および圏域においてコーディネーターの担う役割や関連機関間の連携方法等を明確にしたうえで、令和8年度までの確保をめざして検討を進めます。

6 施設整備についての見込み

(1) 生活介護

項目	単位	見込量			市内 事業所数
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
生活介護	人/月	186	195	204	11 か所 (8 か所)



令和8年度まで に市内で整備を 見込む事業所数
2 か所

※ () 内は障害福祉プラン 2021 策定時 (令和2年) の数値

現在、市内の生活介護事業所については、1施設当たり18人程度(実利用者数177人/10事業所)が利用しています。湖南圏域で行っている調査によると、圏域の事業所全体には本市から249人(通園タイプ21人・創作タイプ228人)が通所しています。また、令和8年度までに特別支援学校の卒業生等15人以上が日中活動の場として生活介護の利用を希望されています。

当事者団体・事業所アンケートや湖南圏域で行っている日中活動の場を必要とする調査においても、重い障害のある人の日中活動の場のニーズがあることから、通園タイプの生活介護事業所については湖南4市で取り組んでいくなど、本プランにおいても見込量に適した施設数とする必要があります。

(2) 共同生活援助

項目	単位	見込量			市内 事業所数
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
共同生活援助	人/月	109	121	134	10 か所 (9 か所)



令和8年度まで に市内で整備を 見込む事業所数
3 か所

※ () 内は障害福祉プラン 2021 策定時 (令和2年) の数値

現在、市内の共同生活援助サービスについては、1施設当たり10人程度(実利用者数99人/10事業所)が利用しています。市内で整備された事業所において重い障害のある人の受け入れが一定進み、湖南圏域においてグループホームの数は増えてきていますが、今もなお、重い障害のある人の利用は難しいなどの課題があります。強度行動障害・重症心身障害児(者)等の重い障害のある人の対応が可能なグループホームの整備を進めていきます。

(3) 放課後等デイサービス

項目	単位	見込量			市内 事業所数
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
放課後等 デイサービス	人/月	359	394	432	20 か所 (15 か所)

令和8年度まで に市内で整備を 見込む事業所数
1 か所

※（ ）内は障害福祉プラン 2021 策定時（令和2年）の数値

現在、市内の放課後等デイサービスにおける1施設当たりの市内受給者の実利用者数は16人程度（実利用者数327人/20事業所）です。

市内はじめ湖南圏域には放課後等デイサービス事業所が整備されている状況です。新規事業所については、重症心身障害児や医療的ケア児に対応した放課後等デイサービス事業所の整備のみを対象として検討します。

7 令和8年度の数値目標等の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行者数については、令和4年度末時点では0人となっているため、国の指針を念頭に置きつつ、実態を把握し現在の状況に則した一定の数値として目標値を1人としています。

施設入所者数の削減については、令和4年度末時点の施設入所者数は35人となっているため、国の指標に基づいて算出される令和8年度末時点の目標値は33人となりますが、施設入所希望者の状況や、重度の方の受け皿としての施設のニーズを踏まえ、目標値を37人としています。引き続き、目標値の達成については、個別のケースの状況を踏まえながら、柔軟に対応していきます。

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上 (県の考え方：県内市町目標値の積み上げた総数を目標) ●施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減 (県の成果目標は平成28年度末の入所定員数を維持(県立施設を除く。))
--------------------	--

指標	目標設定の考え方	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
施設入所者の地域生活への移行者数	地域移行支援を踏まえ設定	0人	1人
施設入所者数	地域ニーズを踏まえ設定	35人	37人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

湖南圏域にて協議の場を設置しており、引き続き地域ケア会議において保健・医療・福祉関係者による協議を推進します。

国の 基本指針	●精神障害者の精神病床からの退院の促進を図ることとし、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定
------------	---

■保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

指標	目標設定の考え方	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
協議の場の設置数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を湖南福祉圏域で設置	1か所	1か所

■精神障害のある人における障害福祉サービス種別の利用

指標	目標設定の考え方	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
地域移行支援の利用者数	精神障害のある人のニーズを把握し、障害福祉サービス別の利用者数を設定	0人	1人以上
共同生活援助の利用者数		14人 ※主たる障害種別が精神：重複除く	19人以上
地域定着支援の利用者数		1人	2人以上
自立生活援助の利用者数		0人	2人以上
自立訓練（生活訓練）の利用者数		3人 ※内1人は宿泊型生活訓練	4人以上

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の整備については、湖南圏域にて、地域の複数の事業所が機能を担う面的整備を進めており、令和5年度中の整備に向け、ガイドライン、要綱の作成を行っています。

国の指針に基づいた5つの機能（相談機能、緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の提供機能、専門的人材の確保・養成機能、地域の体制づくり機能）のうち、先ず、相談機能、緊急時の受け入れ・対応機能の2つの機能について整備を行い、効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進めます。

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討する ●強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
--------------------	---

指標	目標設定の考え方	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
地域生活支援拠点等の整備	湖南福祉圏域に整備	未整備	整備
地域生活支援拠点の運用状況の検証	年1回以上の運用状況を検証および検討	地域生活支援拠点の設置の検討	年1回以上の検証および検討
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	湖南福祉圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を検討	年3回以上の検証および検討	年5回以上の検証および検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和3年度末時点の移行者数は19人となっているため、令和8年度末時点の目標値は、国の指針に基づいて算出される25人として設定します。内訳については、令和3年度末時点での就労移行支援事業の移行者数は10人であることから、令和8年度末時点の目標値は、国の指針に基づいて算出し、13人として設定します。就労継続支援A型事業における移行者数については、令和3年度末時点では3人となっているため、令和8年度末時点の目標値は、同様に算出し、4人として設定します。就労継続支援B型事業における移行者数については、令和3年度末時点では6人となっているため、令和8年度末時点の目標値は、同様に算出し、8人として設定します。

就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の割合については、国の指針で全体の5割以上と定めることになっており、国の指針に基づいて50%以上をめざします。

就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率については、国の指針に基づいて7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上として設定します。

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数：令和3年度の <u>1.28 倍以上</u> ●就労移行支援事業利用者からの移行者数：令和3年度の <u>1.31 倍以上</u> ●就労継続支援A型事業利用者からの移行者数：令和3年度の <u>1.29 倍以上</u> ●就労継続支援B型事業利用者からの移行者数：令和3年度の <u>1.28 倍以上</u> ●移行率5割以上の就労移行支援事業所：<u>5割以上</u> ●就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の <u>1.41 倍以上</u> ●就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：<u>2割5分以上</u>
--------------------	--

指標	目標設定の考え方	令和3年度 実績値	令和8年度 目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度の <u>1.28 倍以上</u>	19人	25人
就労移行支援事業の利用者からの移行者数	令和3年度の <u>1.31 倍以上</u>	10人	13人
就労継続支援A型事業利用からの移行者数	令和3年度の <u>1.29 倍以上</u>	3人	4人
就労継続支援B型事業利用からの移行者数	令和3年度の <u>1.28 倍以上</u>	6人	8人
就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の割合	全体の <u>5割以上</u>	-	50%以上
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率	7割以上の事業所の割合が <u>2割5分以上</u>	-	25%以上

(5) 発達障害者等に対する支援

引き続き、ペアレントトレーニングやピアサポート活動への参加を促進し、発達障害のある子どもの保護者のエンパワメントの向上を図ります。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ●ピアサポートの活動への参加人数の増加を図る。
--------	---

指標	令和4年度実績値	令和8年度目標値
支援プログラム等の受講者数	8人	10人
ピアサポートの活動への参加人数	67人(延べ人数)	80人(延べ人数)

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、既に市内に1か所設置されているため、令和8年度に向けても、継続して設置・運営していきます。

保育所等訪問支援の充実については、引き続き医療的ケア児を受け入れている保育所を訪問するなど、保育所等でのインクルージョン*の一層の推進を図ります。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、現在市内に対応する放課後等デイサービス事業所が4か所、児童発達支援事業所が2か所あり、増加している医療的ケア児や重症心身障害児への支援を行っています。令和8年度に向けても、継続したサービスの提供体制の整備に努めていきます。

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1か所以上設置 ●全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 ●重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または圏域に1か所以上設置
--------	--

指標	目標設定の考え方	令和4年度実績値	令和8年度目標値
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを継続設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援の充実	保育所等訪問支援が利用できる体制を市で維持	構築済	維持
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を市に確保・維持	放課後等 デイサービス事業所 4か所 児童発達支援事業所 2か所	放課後等 デイサービス事業所 5か所以上 児童発達支援事業所 2か所以上

(7) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援機関の設置については、基幹相談支援センターがその機能を担っているため、整備済みとして引き続き相談支援体制の強化を図ります。また、相談支援の質の向上や地域の相談機能の向上を図り、相談支援体制の充実・強化に努めます。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化としては、地域の相談支援事業者に対する訪問等、専門的な指導・助言件数については464件、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数については381件、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数については135回として目標を設定します。

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
------------	--

指標	目標設定の考え方	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
基幹相談支援センター の設置	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置および地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1か所	1か所
地域の相談支援体制の 強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	359件	464件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	306件	381件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	40回	135回

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や、その他の研修への市町村職員の参加人数は、令和4年度の実績値を上回る3人以上として目標値を設定します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制は有しており、実施回数については、令和4年度の実績値を上回る28回として目標値を設定します。

国の 基本指針	●各都道府県および各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
------------	-------------------------------------

指標	目標設定の考え方	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	2人	3人以上
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	24回	28回

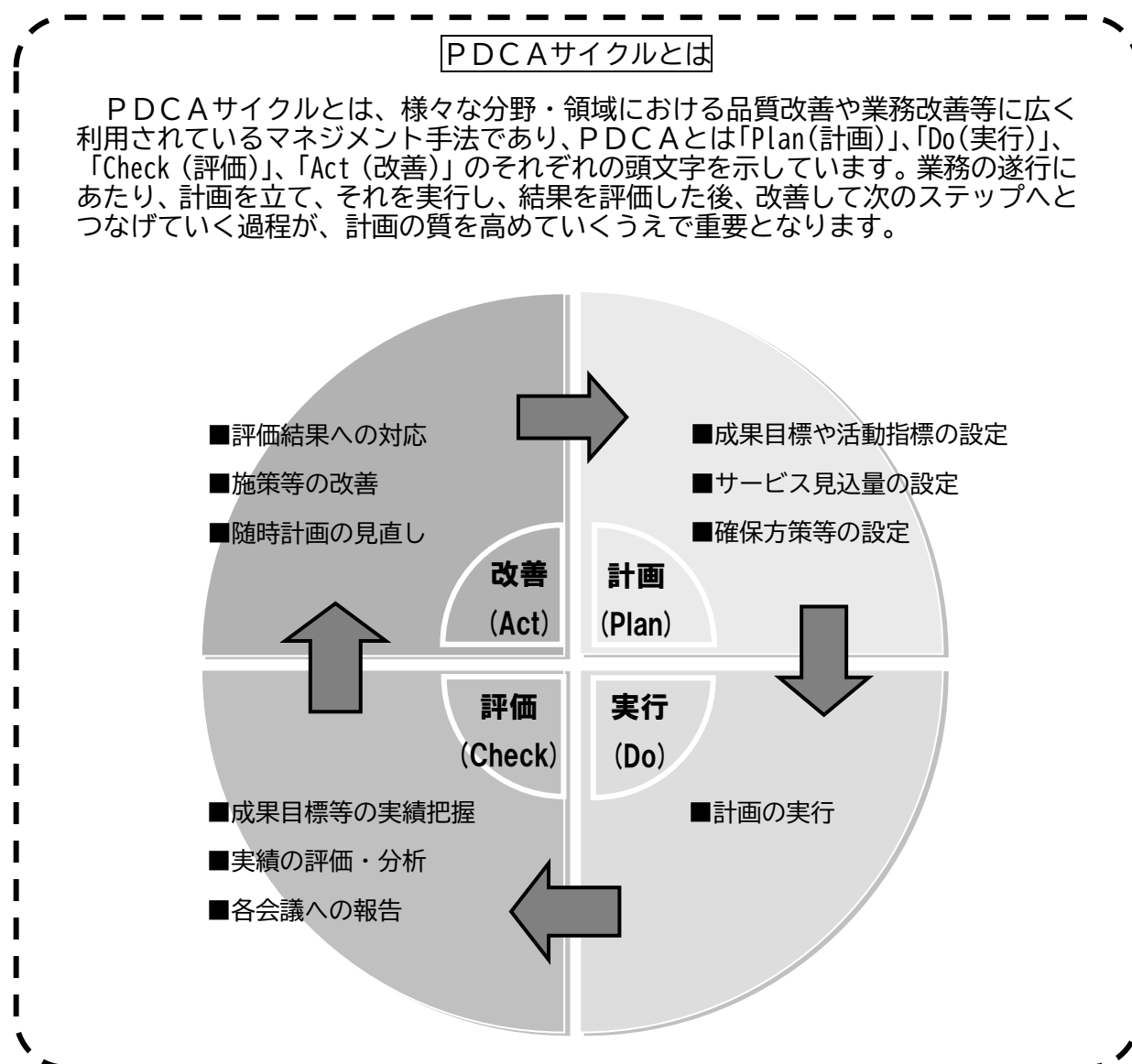
第6章 計画の推進体制

1 計画の進捗状況の管理・評価

(1) PDCAサイクルに基づく計画の評価・見直しの実施

本プランにおいては、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、定期的に計画の内容の分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、本プランに基づく施策について「守山市障害者施策推進協議会」や「市自立支援協議会」において、計画の評価を行い、本プランの進捗状況について意見を聴き、施策を推進します。加えて、庁内において、年度ごとに「基本目標の進捗を測る指標」を活用する中、計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本プランの円滑な推進に努めます。



(2) 関連機関との連携

本プランに含まれる分野は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境等の様々な分野にわたっています。そのため、健康福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体、当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進に努めます。

2 関連する計画の推進

本プランの上位計画である「守山市総合計画」をはじめ、「守山市地域福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、福祉、保健、教育、市民活動、まちづくり等の関連計画との整合性を図り、推進していきます。

3 関係機関・団体との連携

(1) 市民や関係機関との連携

本プランを推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、福祉サービスの提供事業所等の関係機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等、多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら地域関係団体と相互に連携を図り、本プランの着実な推進に向け取り組みます。



(2) 地域自立支援協議会における関係機関・事業所等との連携

本プランの総合的な推進のためには、保健、医療、福祉、教育、雇用等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があります。市自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等で障害のある人のニーズを総合的に捉え、課題解決のための方策を協議するとともに、それぞれが連携しながら計画を推進します。

(3) 国・県・湖南圏域各市との連携

障害者施策推進のためには、国や県、湖南圏域各市との連携が必要です。国、県や湖南圏域各市との連携のもと、本プランを推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

資料編

1 計画策定の経過

年月日	会議名等	内容
令和5年3月24日 ～4月24日	団体・事業所アンケートの 実施	■障害者に関わる活動団体・事業所の現状と課題、今後の意向等を把握するアンケート調査
令和5年7月24日	第1回 障害者施策推進協議会	■次期計画「もりやま障害福祉プラン2024」策定に向けた方針の確定 ■団体・事業所アンケートの調査結果についての報告 ■国が示す策定方針および成果目標等策定方針についての説明 ■今後における策定までの進め方について
令和5年9月14日	第2回 障害者施策推進協議会	■「もりやま障害福祉プラン2024」骨子(案)についての協議 ■「もりやま障害福祉プラン2024」数値目標算出についての協議
令和5年11月13日	第3回 障害者施策推進協議会	■「もりやま障害福祉プラン2024」原案についての協議 ■パブリックコメント・市民説明会開催予定についての説明
令和6年1月15日 ～2月2日	パブリックコメントの実施 市民説明会	【パブリックコメント】 ■ホームページや市役所等にて実施 【市民説明会】 第1回 令和6年1月24日 速野会館 多目的室 第2回 令和6年1月27日 守山市役所 防災会議室
令和6年2月13日	第4回 障害者施策推進協議会	■パブリックコメント手続きの結果説明 ■計画案の確認

2 条例

守山市障害者施策推進協議会条例

平成6年3月31日
条例第7号

(設置)

第1条 本市における障害者対策について総合的な施策の推進を図るため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第4項の規定に基づき、守山市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平17条例12・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項
- (3) その他障害者に関する施策について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 社会福祉関係の代表者
- (4) 企業関係の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残期間とする。

(会長および副会長)

第6条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(平 8 条例 2・平 12 条例 2・平 17 条例 1・平 18 条例 19・一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される協議会は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 3 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 80 号)第 2 条の規定の施行の日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 19 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 12 月 21 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年規則第 66 号で平成 24 年 9 月 1 日から施行)

3 障害者施策推進協議会委員名簿

○委員名簿（委嘱期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで） 敬称略

No.	団体・機関名	役職	氏名
1	龍谷大学	教授	栗田 修司
2	守山野洲医師会	医師	福田 正悟
3	守山市自治連合会	自治連合会長	石原 和成
4	民生委員児童委員協議会	主任児童委員	四辻 厚
5	守山市通所施設連絡協議会	会長	戸梶 敦
6	社会福祉法人湖南会障害者支援施設蛭の里	所長	松並 卓見
7	守山市社会福祉協議会	事務局長	則本 和弘
8	守山市身体障害者連合会	会長	芝 政行
9	守山市手をつなぐ育成会	幹事	伊藤 健一
10	守山市精神障がい者家族会	会長	大幡 道弘
11	守山商工会議所	専務理事	田中 良信
12	部落解放同盟野洲支部		玉川 功
13	滋賀県南部健康福祉事務所 (草津保健所)	次長	山本 茂美

4 用語集

※ここでは、本文中、*印の付いた言葉について解説しています。言葉の末尾の【 】内の数字は初出のページ番号を表します。

(ただし、見出しにて初出の場合は、本文中で初出のページ番号を記載しています。)

あ

アウトリーチ【P80】

援助を求めている人のいる場所に赴いて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

あんしん・なっとく委員会【P65】

福祉サービスについての苦情を適切に解決するため、社会福祉法の第 83 条に基づき全国の都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会の滋賀県における通称。福祉サービスの苦情について、相談を受け付け、解決に向けて助言を行う。

いきいき支援員【P81】

障害のある児童生徒が、学習活動上および学校生活上の困難さを軽減するため、きめ細やかな指導等の支援を行う者。市の採用により各小中学校に配置される。

医療的ケア【P1】

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。通常、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医療行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成 24 年

度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医療行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

インクルーシブ教育【P40】

障害のある人とない人がともに学ぶこと。障害のある人が一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

インクルージョン【P120】

すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共生する、ともに生きる社会をめざすという考え方であり、障害のある人が普通の場所で普通の生活をする事。

オストメイトトイレ【P89】

人工肛門や人工膀胱を持っている方が排せつ物の処理等を行うことができるトイレ。

か

強度行動障害【P46】

環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合を指す。

ケアマネジメント【P98】

障害のある人の地域における生活支援をするために、利用者全般にわたるニーズと公私にわたる様々な社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結び付け、調整を図りつつ、包括的かつ継続的にサービス提供を確保する援助方法。

ゲートキーパー【P68】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。地域のかかりつけの医師、保健師等をはじめとする精神保健福祉従事者、行政等の相談窓口職員、関係機関職員、民生委員・児童委員や保健推進委員、ボランティアなど、様々な人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されている。

権利擁護【P4】

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

合理的配慮【P3】

障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ

サービス調整会議【P52】

福祉圏域において県・市町・福祉事務所・福祉施設等の職員が構成メンバーとなって、障害のある人（児童）のニーズ把握や処遇検討、サービス開発などを実施し、地域ケアマネジメン

トの中心的機能を持つ機関。「障害者自立支援法」の施行に伴い、このサービス調整会議を地域自立支援協議会として位置づけている。

支援費制度【P3】

平成 15 年 4 月から導入された制度。自治体がサービスの利用先や内容を決定していた、それまでの措置制度とは違い、障害のある人の自己決定に基づき、事業所との契約に基づいたサービスを利用する制度。平成 18 年 4 月に障害者自立支援法へ移行した。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例【P4】

障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本的事項を定めることにより、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした条例。令和元年 10 月 1 日に施行。

事業協同組合等算定特例【P71】

中小企業が事業協同組合等を活用して協同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業共同組合等（特定組合等）とその組合員である中小企業（特定事業主）で、障害のある人の実雇用率の通算が可能となる。

自主防災組織【P91】

地域住民が協力・連携して、災害から地域を守るために活動することを目的に結成された組織。

指定特定相談支援事業所【P98】

サービス等利用計画の作成にあたり、市町村が指定する事業所。

自閉症スペクトラム【P23】

従来の自閉症、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障害等の分類について、個別の障害としてではなく連続体(スペクトラム)として捉えた考え方。ASDと略称で呼ばれることも多い。

障害者週間【P52】

障害福祉への関心と理解を深めるとともに、障害のある人があらゆる分野に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、「障害者基本法」により毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」と定めている。

障害者職業センター【P69】

身体・知的・精神障害のある人に対して、職業についての相談、職業能力の評価や就労後のフォローアップを行う施設。事業主には、障害のある人たちの受け入れや雇用管理についてのアドバイスなどの支援を、ハローワークや関係機関と協力して行っている。

障害者のための国際シンボルマーク【P53】

障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すためのシンボルマーク。すべての障害のある人を対象としており、マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められている。

ジョブコーチ【P70】

障害のある人が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際、障害のある人の職場への適応を支援する人。

自立支援協議会【P52】

障害のある人、ない人がともに暮らせる地域をつくるため、障害福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。

機能としては、①相談支援事業の運営評価、②困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築などが挙げられる。

スーパーバイザー【P77】

監督者や管理者のこと。福祉分野においては、支援業務を行う職員への支援・指導・教育・評価などを行う役割を担う人のことを指す。

精神障害者通院医療費公費負担【P20】

統合失調症などの精神疾患があり、医師が通院治療の必要があると認めた際、精神科の通院に関わる治療費や薬代などの医療費を健康保険と公費で負担する制度で、「障害者自立支援法」の施行に伴い自立支援医療に統合。

成年後見制度【P6】

判断能力に不安のある成年者（認知症高齢者・知的障害のある人・精神障害のある人など）を保護するための制度。各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度がある。

せんせい応援プログラム【P76】

市関係課が連携し、特別支援教育に携わる教職員等の資質向上を目的に、研修等を行うプログラム。

総合的な学習【P59】

児童生徒が変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題を解決していく資質や能力を育てることをねらいとする学習活動。

措置制度【P3】

サービスの利用を希望する人に対して自治体が行政処分として利用の可否を審査し、サービスの利用先や内容の決定を行うことを措置制度といい、平成15年4月から支援費制度に移行した。

た

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例【P89】

だれもが住みたくなる福祉のまちづくりに関し県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、高齢者、障害のある人等にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図る等福祉のまちづくりのために必要な施策を推進するための条例。平成6年10月に制定された「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」を平成17年4月に改正し、名称変更。

地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）【P52】

自身で相談することが難しい障害のある方に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う。障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図る。

地域活動支援センター【P35】

障害のある人の社会との交流を促進するために、創作活動や交流、日中活動の場を提供する施設。

地域福祉権利擁護事業【P65】

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、行政手続き等や金銭管理等の支援を行う事業。

地域包括ケアシステム【P47】

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取組であるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障害のある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

地域包括支援センター【P62】

高齢者一人ひとりの介護予防サービスを適切に確保し、予防対策を図るとともに、要介護状態となった場合も支援できる中核機関。本市では、高齢者だけでなく、障害や児童の相談にも応じ、適切な担当課につないでいる。

聴覚障害者メール中継サービス【P54】

聴覚・言語機能に障害のある人が、早急に相手先へ連絡をする必要が生じた場合、メール中継専用アドレスに連絡したい内容を送信し、障害福祉課がその内容を相手先に伝えるサービス。

手をつなぐえんぴつ販売【P82】

障害の有無に関わらず、学齢期の早い段階から子どもたちの心のつながりを築くため、障害のある人とその家族や関係者等で構成される団体が取り組む活動。

特別支援加配【P22】

発達障害や自閉症等により、特に支援が必要と認められる子どもに対して職員を通常より多く配置すること。

特別支援教育コーディネーター【P80】

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

特例子会社制度【P71】

障害のある人の雇用の促進および安定を図るため、事業主が障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

トライアル雇用制度【P70】

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害のある人を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進することなどを通じて、障害のある人の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度。

な

NET119 緊急通報システム【P54】

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能に障害のある人が円滑に消防への通報を行えるシステム。通報用Webサイトに必要な情報を入力することで消防本部へ通報が繋がる。

は

働き・暮らし応援センター【P69】

滋賀県と各福祉圏域の市町が協働して実施する事業。障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズを把握し、地域に密着した就労支援を進める拠点。センターには、障害者就業・生活支援センターの「雇用支援ワーカー」、「生活支援ワーカー」に加え、就労先を開拓する「職場開拓員」、就労後の職場定着を支援する「就労サポーター」を配置する。

避難行動要支援者名簿【P57】

災害対策基本法および守山市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することを目的に、避難行動に支援を要する人の名簿を作成し、避難支援関係者への名簿の提供を行う。

福祉圏域【P64】

県と市町の行政、社会福祉施設や医療機関などの専門機関、社会福祉協議会などの民間福祉団体等が協力して、総合的に地域福祉を推進する地域。県下を7つのブロック（大津、湖南、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西の計7福祉圏域）に分けている。

福祉的就労【P70】

障害のため、働く機会が得られない障害のある人の「働く権利」を保障する場。障害福祉サービス事業所などを指すことが多い。

福祉避難所【P49】

災害時に、高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

ヘルプマーク【P53】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

放課後児童クラブ【P77】

昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童などに対し、学校の空き室などの身近な社会資源を利用し、その育成・指導、遊びによる発達の助成等のサービスを行うもの。

法定雇用率【P3】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害のある人の雇用割合。

ま

見守り活動支援制度【P57】

地域が、定期的な見守りを必要とする者に対して、日常的な交流を深めることで緊急時の円滑な支援体制や地域ぐるみの見守り支え合い体制の構築を目的とした活動を指す。

耳マーク【P53】

中途失聴・難聴者等で手話を使えない人にとって、筆談はコミュニケーションをとる最も有効な手段であることから、聴覚に障害のあることを相手に理解してもらい筆談しやすくすることを目的に、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会で考案されたシンボルマーク。

民生委員・児童委員【P40】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて市町の区域に設置され、地域住民の相談に応

じ必要な支援を行う。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

や

ユニバーサルデザイン【P5】

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味で、ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障害の有無に関係なく、多くの人が利用可能なデザインにすること。

ら

ライフステージ【P48】

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

もりやま障害福祉プラン 2024

(守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画)

発行年月：令和6年3月

発行：守山市 健康福祉部 障害福祉課

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

TEL：(077) 582-1168 FAX：(077) 581-0203
